

那 監 公 表 第 7 号
令 和 6 年 2 月 1 5 日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	前 泊 美 紀

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

令和 4 年度及び令和 3 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別添のとおり公表します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和4年度テーマ】
出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について

合計 (件数)		措置状況	
指摘の件数	改善の必要性	処理区分	件数
32	要	処理済み	16
		取組中(A)	16
		未措置	0
意見の件数	不要	—	0
	改善の必要性	処理区分	件数
		整理済み	70
取組中(A)		76	
149	要	未措置	0
		不要	3

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和4年度包括外部監査結果に対する改善措置票

< 改善措置の記載について >

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の改善、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善が記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考ええるもの 第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
14	都市計画課	52 78	指摘事項	<p>【沖縄都市モビリティ株式会社】</p> <p>○随筆契約を締結する際の見積書入手方法が契約事務規程を遵守していない</p> <p>令和3年度車庫面保守業務委託において入手していた見積書は予定価格算定のための参考見積書(令和4年2月1日付)であり、沖縄都市モビリティ(株)の契約事務規程第23条に定める見積書入手のための見積書を手入していない。契約事務規程第23条に従い、見積書を手入するための見積書を手入すべきである。</p>	要	契約事務規程第23条に従い、見積書を手入する必要があるため、手入するよう指導することを検討しました。	令和5年度	契約事務規程第23条に従い、見積書を手入するよう、書面にて通知しております。	処理済み
23	都市計画課	37 42 51 102	指摘事項	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○取締役および取締役候補者が選任されているか</p> <p>疑問(元元職員)の取締役選任</p> <p>泊ふ頭開発の常務取締役(常勤)に、“市の退職派遣職員(副所長級)及び市の元職員”が連結して選任している状況である。</p> <p>株式会社は常務取締役として要求される知識・経験が市役所での勤務経験によって獲得できることは考え難い。また、市職員出身者が泊ふ頭開発の常務取締役に最適な人材であったかどうかは疑問である。</p> <p>市は、泊ふ頭開発に容易に推薦者を提示するのではなく、民間企業出身者を含め、よりふさわしい人材はないのか、泊ふ頭開発とともに十分に検討すべきであり、そのような検討がなされておらず、民間企業出身者でふさわしい人材が見当たらない場合のみ、推薦者を提示すべきである。</p> <p>また、市の元職員が、市退職後すぐに第三セクター等の役員に就任することは、適材適所による就任ではなく、いわゆる天下りの就任であるとの懸念を市長に与えてしまう可能性があると考えられるため、このような観点からも、市の元職員が第三セクター等の役員に就任することは慎重に判断すべきである。</p>	要	本市よりこれまで泊ふ頭開発に派遣した職員等については、取締役としてふさわしい知識、技能、組織マネジメント力、折衝力量を有するものとして適切に推薦しております。 <p>本市においては、泊ふ頭開発が必要とする能力・知見を有する人材であるか等の観点から、十分な検討を行った上で取締役を推薦してまいります。</p>	令和5年度	泊ふ頭開発の機能が十分に發揮されその設立目的を達成できるよう、同社の要請に基づき取締役候補者を選考し、同社が求める能力や知見を有する人材であることを、十分に検討した上で、候補者を推薦してまいります。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
26	都市計画課	37 53 104	指摘事項	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○第三セクター等に対するモニタリングを実施していない。</p> <p>第三セクター等に関する総務省指針第2、1(3)に、「地方公共団体は、経営・資産債務の状況を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。」と記載されているにもかかわらず、市は泊ふ頭開発株の評価を行っていない。</p> <p>なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、当該指針に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。 ・費用対効果に留意する。 	要	泊ふ頭開発株への定期的なモニタリングを行う体制を整備するとともに、事業状況、財務状況、経営状態等を継続的に定期的に評価するための具体的な手段について、ID5を踏まえ検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
30	都市計画課	37 54 106	指摘事項	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○ファイナンス・リース取引の会計処理が誤っている。</p> <p>泊ふ頭開発株が令和3年10月にリース契約を締結している空冷ヒートポンプチャラーの賃借取引については、会社計算規則で原則として売買処取引に転換されるものと考えられる。しかしながら、泊ふ頭開発株では、当該リース取引について、売買処理ではなく賃借処理により会計処理を行ってしまっており、会社計算規則に照らした適切な会計処理になっていない。</p> <p>泊ふ頭開発株は、会社計算規則等の一般的に公正妥当と認められる会社計算簿に基づき適切に会計処理する必要がある。</p>	要	泊ふ頭開発株が、会社計算規則等の一般的に公正妥当と認められる会社計算簿に基づき適切に会計処理するよう指導してまいります。	令和5年度	令和4年度内に売買処理へ修正しております。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
37	生涯学習課	46 51 113	指摘事項	<p>【公益財団法人那覇市育英会】 ○利益相反取引について理事会の承認を得ていない。 令和3年度において、那覇市育英会の理事が代表取締役を務める会社と那覇市育英会との間で取引が生じていた。(複合機のリース取引。取引金額は592,690円。) 当該取引は、利益相反取引に該当するが、那覇市育英会では取引開始にあたり、理事会での承認を得ていなかった。 この点、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に違反しては、理事が代表を務める法人を予め把握しておき、その法人と取引が生じる場合には、理事会の承認を得るような業務フローを確立し、法令違反の発生を防止する措置を講じる必要がある。 また、市は、那覇市育英会に対し、法令違反の発生を防止する業務フローの確立を指導すべきである。</p>	要	<p>那覇市育英会より、今後、同じような取引がある際は、事前に理事会に承認を得て、法令遵守に努めることを確認しております。</p>	令和5年度	<p>・ご指摘のあった「利益相反取引」については令和3年3月16日実施の理事会にて既に承認済みであることを確認しております。 ・令和5年7月21日に当職から育英会に対し、法令違反の発生防止のため、参考例として、プロボナザル等の審査の際にチェック項目をもうける等、審査段階で確認する体制をとっていることなどの助言を行っております。また、今後は、起案の際には利益相反ではないという文言を追加するよう育英会に対し、指導を行っております。</p>	処理済み
38	企画調整課	53 116	指摘事項	<p>【公益財団法人那覇市育英会】 ○公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある 市が把握している令和3年度の第三セクター等の一覧を入手したところ、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人、公益財団法人を含む。)が漏れていることが判明した。 第三セクター等に関する総務省指針第1には、第三セクター等の範囲に「地方公共団体が出捐している一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人、公益財団法人を含む。)」も含まれることが明記されているため、市の状況は当該指針に照らして妥当ではない。 市は、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人、公益財団法人を含む。)のうち、基本金その他これらに連帯するものの25%以上の出捐を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含めた上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な調査を行うことが必要である。</p>	要	<p>令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」(国、県からの)照会により、市内へ調査を実施し、記載漏れについては、是正いたします。</p>	令和5年度	<p>令和5年7月3日付け、総財公第48号(令和5年7月4日付け、企市第396号)「令和5年度第三セクター等」の状況に関する調査についての照会があり、記載漏れのあった団体を第三セクターとして回答いたしました。当該回答により記載漏れを是正しております。</p>	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書事項区分	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
40	生涯学習課	37 53 117	指図書事項	<p>【公益財団法人那覇市青英会】 ○第三セクターに対するモニタリングを実施していない 市は、那覇市青英会を第三セクター等に含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業進捗を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務指図書2.1(3)に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。 ・第三セクター等が行う事業の公益性、公益性、採算性及び採算見直し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。 ・費用対効果に留意する。</p>	要	第三セクター等に関する所管部署である企画調整課等と調整を行いながらモニタリング実施について検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
45	生涯学習課	37 55 122	指図書事項	<p>【公益財団法人那覇市青英会】 ○貸付積立金に複数財源の資金が混在している 現状、貸付積立預金の中に、法人の運営資金にも使用可能な市からの出資金と、使途が貸付金に限定されている寄付金が混在しているにもかかわらず、その内訳金額は不明であった。このような状況においては、企業や個人からの寄付金を法人の運営資金に使用してしまっても気付かず、寄付者の意向にそぐわない寄付金の使用を行ってしまう可能性があり、問題である。したがって、那覇市青英会は過去の入出金履歴簿に基づき、貸付金積立預金の財源別内訳等を把握し、使途を確認しながら貸付金積立預金の使用を行ってほしいとあること。また、財務諸表の利用者に説明を与えること。防ぐため)には、市からの出資金部分について別な勘定科目を使用することが望ましいと考えられるため、検討されたい。</p>	要	那覇市青英会及び当該にて協議した結果、那覇市青英会において会計に關する内部規定を策定し、指図の中からの出資金については別の勘定科目を設けるなど検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書事項区分	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
50	ちやーかん じゅう課	46 51 130	指図書事項	<p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている シルバー人材センターの定款においては、1年以上以上会費を滞納した場合は会員資格を喪失することと定めていますが、実際の運用上は、過去の理事会において会員資格喪失となる要件を3年以上とすることとし、当時の理事会の決定を継続して運用していることである。 シルバー人材センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨を踏まえ、定款記載通りの運用を行うか、または、会員資格喪失要件を未納期間3年以上とする内容で定款変更を行い、社員総会の決議を得る、といった対応を検討されたい。 また、市は、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、継続的にモニタリングすべきである。</p>	要	<p>他シルバー人材センターの情報を収集し、改善計画を作成したいと考えております。 市は、モニタリングの際、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、確認を行うようにします。</p>	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
52	企画調整課	53 134	指図書事項	<p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○公益法人が第三セクター等に該当するかどうかの判定に誤りがある 市が把握している令和3年度の第三セクター等の一覧を入手したところ、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)が漏れていることが判明した。 第三セクター等に関する総務省指針第1には、第三セクター等の範囲に「地方公共団体が出捐している一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。))も含まれることと明記されているため、市の状況は当該指針に照らして妥当ではない。 市は、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)のうち、基本金その他これらに準ずるもの25%以上の出捐を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含まれ、当該第三セクター等の拠金が確認されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行う必要がある。</p>	要	<p>令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」の(国・県からの)照会により、市内へ調査を実施し、記載漏れについては、是正いたします。</p>	令和5年度	<p>令和5年7月3日付け、総財公第48号(令和5年7月4日付け、企字第396号)「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」の照会があり、記載漏れのあった団体を第三セクターとして回答いたしました。当該回答により、記載漏れを是正しております。</p>	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
53	ちやーかん じゅう課	37 53 135	指図書事項	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○第三者センターに対するモニタリングを実施していない 市は、シルバー人材センターを第三者センター等に含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。なお、第三者センター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業推進を把握するだけでは不十分であり、第三者センター等に関する総務省指図書2.1(3)に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。 ・第三者センター等が行う事業の公益性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三者センター等以外の事業手法との比較を行う。 ・費用対効果に留意する。	要	他市町村の第三者センターに対するモニタリングに関する情報を収集し、第三者センター等に関する総務省指図書に留意しながら、モニタリングの実施による評価を行うようにします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
82	保健総務課	55 167	指図書事項	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○固定資産の現物備蓄が不十分 地方独立行政法人那覇市立病院固定資産等管理規程第24条において、「那覇市立病院の固定資産管理責任者は、定期かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳を照合しなければならない。」「照合の結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについては、その差異原因を調査しなければならぬ」と規定されている。 そこで、那覇市立病院に対し、令和3年度の固定資産調査状況を質問したところ、固定資産調査を実施したことを明確に示す資料は作成されなかった。 那覇市立病院は、固定資産管理規程に基づき、定期かつ随時に固定資産調査を行い、調査の結果、除却等の会計処理が必要と判断した場合には、適時に会計処理を行う必要がある。	要	建替に向けて各現場と今後の機器購入及び削減についてヒアリングが行われる予定です。この機会に、固定資産管理の重要性を現場スタッフに認識してもらい、現物と固定資産台帳を照合します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

外 部 監 査 改 善 措 置 票 (令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
84	保健総務課	55 168	指摘事項 事項	<p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○資産管理ラベルが貼付されていない固定資産があった ○資産の現物確認を行ったところ、資産管理番号が記載された資産管理ラベルが貼付されていない固定資産が2件存在した。 地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第20条第5号には、器械備品には原則として資産管理ラベルを貼付する必要があると規定されているが、当該規定が適切に運用されていないと見られる。 また、那覇市監査委員による平成26年度財政機関団体監査においても同様の指摘がなされているにもかかわらず、今回の包括外部監査においても同様の指摘事項が発見される結果となった。 那覇市立病院は、固定資産管理規程に従い、固定資産に資産管理ラベルを貼付された。</p>	要	<p>動がれやすラベルが貼付されていたため、平成27年4月以降に取得した固定資産は動がれにくい素材に改善し貼付位置も工夫しています。 平成27年4月以降令和4年度末現在までに取得した固定資産は654件、滅菌される物や複製小物を除きすべて貼付しています。 ラベルが貼られなかった固定資産については、取得した際の状況が把握できたものはラベルを発行し随時貼付しています。 今後は現物の固定資産台帳の照合を随時行う事により、取得した際の状況を確認した上でラベルが貼付されていない物品については、随時ラベルを貼り付けます。</p>	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
85	保健総務課	55 169	指摘事項 事項	<p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○異種な前当日における消費分が適切に処理されていない 薬剤室の実地前当日において、前当日(3月31日)の消費分をシステム入力前日(前日)に実施していたため、システムで管理される帳簿上の残高と現物の残高に差異(以下、前日差異と言ふ。)が生じていた。 実地前日の精度に疑義が生じることに加え、前日差異の原因究明作業が二度手間となり非効率である。 前当日の入出庫に関する取り扱いは含む実地前日手帳を明確化したうえで、実地前日マニユアルである「那覇市立病院運地前日」に関する事務取扱要領に反映し、手順を徹底された。</p>	要	<p>令和5年11月から薬利管理システムが新しくなり、その準備を進めておりましたが、その中で、種別に関するシステム管理機能の強化を予定しています。また、その中で、前日当日における消費分についても適切に処理されるようシステムが新しくなるタイミングで逐次前日手帳を明確にして、「那覇市立病院運地前日」に関する事務取扱要領に反映し、手順を徹底して厳守してまいります。</p>	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
87	保健総務課	55 170	指摘事項 事項	<p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○貸倒引当金の対象となる未収金が体系的に集約されていない 入問ボックなどの健康診断に係る未収金を別システムで管理していること起因して、当該未収金残高が貸倒引当金算定上の未収金残高に集約されていなかった。そのため、貸倒損失及び貸倒引当金が53,017円過少計上となっている。保険請求分や公費請求分などを除いたすべての未収金残高を貸倒引当金算定上の未収金残高に集約すべきである。 なお、従前、健康診断に係る未収金を「公費」として管理していたことが該処理の要因と考えられたため、名称を変更された。</p>	要	<p>医事と健診の未収金について、同じシステム上で管理を行う事は業務上不可能となっています。過少計上となっていた入問ボック等の未収金について、貸倒引当金算定上の未収金残高に集約する様に財務グループ内の処理マニユアルに追加し対応します。 また、「公費」の名称については、財務システムおよび業務上の対応が難しいことから、引き続き検討してまいります。</p>	令和5年度	健康診断の未収金に係る貸倒引当金の過少計上については、財務グループのマニユアル整備を行い集約漏れの無いよう、令和4年度決算において改善済みです。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
96	まちづくり協働推進課	60 185	指摘事項	<p>【協働】によるまちづくり推進事業 ○事業報告書の内容に不備がある 令和3年度事業報告書は、以下の状況であった。 ●実施した活動(事業内容)ごとに「参加人数」「所要額」の記載欄があるが、すべて空白であった。 ●実施した活動(事業内容)を時系列で列挙するのみであり、その成果に全く言及がない。 いずれも、事業の評価はもとより、次年度以降の予算編成の根拠となる重要な情報である。しかし、現状では、事業評価の現物性及び予算積算の妥当性に疑義が残ると言わざるを得ない。 合理的な成果指標を設定したうえで実施すべき活動を計画し、その活動の成果を適切に評価し、かつ次年度以降の予算積算の根拠となるように事業報告書の改訂と必要情報の記入を徹底されたい。</p>	要	事業報告書における記載欄への記入につきましては、徹底していきます。なお、人と人との関係性を数値化することが難しいため、事業の評価指標をどうするか等、当協議会との意見交換会において検討していきます。	令和5年度	令和4年度の事業報告書につきましては、人数や所要金額など、記載欄への記入を是正しております。令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方や行状との連携の手法について検討していきます。	取組中
100	福祉政策課	59 194	指摘事項	<p>【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない。 本事業における那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱を閲覧したところ、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)が明記されなかった。 現状の補助金交付要綱は、那覇市の補助金に関するガイドラインが適用されている内容とは言い難く、補助金の算定根拠が不明確になってしまっている。 したがって、市は、補助金交付要綱に、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)を明記すべきである。</p>	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図ります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
101	福祉政策課	60 196	指摘事項	<p>【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)を検査時に確認しておらず、検査の一切を法人の監事監査に依頼している状態であった。 しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る前の内部的な監査(市庁の検査の一部)を依頼しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言い難く、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。</p>	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図り、検査時に根拠資料の確認を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
105	福祉政策課	60 200	指摘事項 事項	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)を検査前に確認しておらず、検査の1歩を法人の監事監査に依頼している状態であった。 しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査と市における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言い難く、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。	要	補助金が適切に執行されているか、検査の際に根拠資料の確認を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
108	ちやーかん しゅつ課	47 61 206	指摘事項 事項	【監費老人ホーム補助金事業】 ○資金時に余裕のある団体に対する補助金交付の妥当性検討が不十分 本事業の補助対象事業者である「社会福祉法人賜風会 ケアハウス併置の島」の令和3年度資金助成計算書を閲覧したところ、資金的に余裕がある状況に見受けられた。 本事業の補助金は法定第2種で補助金の交付が必須となるような義務的補助金には該当しないものと考えられる。 現状の市の取扱い、那覇市の補助金に関するガイドラインに照らして妥当とは言えない。 市は、本事業の補助金について、那覇市の補助金に関するガイドライン3.(2)⑤の趣旨を十分に考慮の上で、減額又は廃止について検討されたい。 市会体の歳出構成という大局的な観点からも、本補助金の廃止又は廃止について検討すべきである。	要	—	—	補助金の交付にあたっては、ガイドラインに照らして減額した検証も必要であることから、物価高騰等による運営費の増加により、団体から増額申請がある状況においても、団体の財政状況を勘案し、厳格に判断してまいります。 しかしながら、監費老人ホームは、老人福祉法の規定により、入所する高齢者に対し、無料または低額な料金で食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。また、第一種社会福祉事業として、国や地方公共団体、社会福祉法人が行うことが原則とされており、入所者(低所得者層)が経済的不安を抱えることなくサービスを受けることができるべきであります。社会福祉の観点から高い施設と考えるべきであり、現在、本市には社会福祉法人としての監費老人ホームは、一か所あり、入所者から後取りすべき費用を減額してその費用を削減しつつ、積極的な介護・福祉サービスの提供に努めていただいております。 本市が実施する「監費老人ホーム補助金事業」は、監費老人ホームにおいて、入所者が必要サービスを提供を受け安心して生活できるように、当該社会福祉法人が入所者の費用負担を軽減した分について補助を行うものであり、当該補助金を減額又は廃止した場合、入所者の安定した居住の確保、暮らしの継続が困難となります。また、那覇市の補助金に関するガイドラインにおける、3.(1)基本的事点を満たしており、継続が必要ない補助金であると考えられます。	処理済み
114	商工農水課	59 218	指摘事項 事項	【離島漁業再生支援事業】 ○補助金計算書類の算定方法に誤りがある 海原漁港長は漁業集落からの提出資料、交付単価は「水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について」と一致していたが、漁業世帯年度別数に計算誤りがあった。結果的に交付限度額計算に影響はなかったが、適切に算定すべきである。	要	交付限度額計算の算式に一部誤り(四捨五入の桁数)があったため、修正しました。	令和5年度	交付限度額計算算式の修正しました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
118	商工農水課	59 229	指図書項	<p>【那覇商工会議所事業費助成事業】</p> <p>○補助対象経費の考え方が妥当でない 那覇市補助金等交付規則第3条において補助対象経費は公益上必要のある支出に限定されていると解されるため、永年動産費にかかる費用は補助対象外とするか、否かに関わらず補助対象経費とすべきではない。 また、令和3年度は経済産業省観光旅行を支援したかったが、経済産業省観光旅行にかかる費用も例年補助対象経費に含まれている。このような一都の人間のみが参加する観光旅行にかかる費用について、公益性が認められるかどうか及び補助対象経費に含まれるべきかどうかについても合わせて検証すべきである。</p>	要	令和5年度補助対象経費より経済産業省観光及び永年動産費に関する経費を削除しました。	令和5年度	令和5年度補助対象経費より経済産業省観光及び永年動産費に関する経費を削除しました。	処理済み
119	商工農水課	59 229	指図書項	<p>【那覇商工会議所事業費助成事業】</p> <p>○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない 本事業における那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「予算の範囲内において商工団体に補助金を交付する」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されておらず、那覇市の補助金に関するガイドラインが適切に適用されていなかった。 市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱において、補助金の算定基準となる「補助金上限」を記載するよう要綱を改定された。 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱に補助金上限を記載しようとする際、1/2を超過する補助金上限を設定するのであれば、その妥当性を十分に説明できているようにしておく必要がある。</p>	要	本補助金は、商工業振興に資するものとして、各種イベントや施設整備等幅広い事業に対して柔軟に活用して参りました。 その内容は多岐にわたるため、各事業の内容に応じて補助率や補助額を決定しております。まずは、過去の実績を整理したうえで、要綱改正について検討いたします。	令和5年度	過去の実績を整理したうえで、要綱改正について検討いたします。	取組中
120	商工農水課	61 230	指図書項	<p>【那覇商工会議所事業費助成事業】</p> <p>○事業内容変更時に計画変更申請書類を入手していない 令和3年度における本事業については、コロナウイルスの流行等の理由により、当初事業計画と実際の事業内容が大きく異なることとなったが、市は、那覇商工会議所より変更等承認申請書を入力することを決定していた。 市は、コロナウイルスの流行等、当初事業計画に大きな変更が生じる可能性のある事象が生じている場合には、変更等承認申請書を適時に提出するよう、事業者を指導する必要がある。また、変更後の事業計画内容が、補助金交付要綱の趣旨に合致する内容になっているか、改めて検証する必要がある。</p>	要	那覇商工会議所に対し、交付決定時の交付条件内容を遵守するよう依頼しました。市としても、事業進捗状況が得意に努め、補助金交付要綱の趣旨に合致する内容となっているか確認をしながら事業を実施して参ります。	令和5年度	那覇商工会議所に対し、交付決定時の交付条件内容を遵守するよう指導しました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
121	商工農水課	61 230	指図書項	<p>【那覇市工業振興奨励補助金】 ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取扱いの定めがない。 ○那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱には、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定がなく、補助金過大交付防止を防止する措置が講じられていない。 ○したがって、市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱を改正し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定を追加すべきである。</p>	要	<p>那覇市工業振興奨励補助金交付要綱へ、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定の追加については、他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。</p>	令和6年度	<p>他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。</p>	取組中
128	生涯学習課	60 247	指図書項	<p>【那覇市青英会運営補助金】 ○検査において補助対象経費の確認漏れが生じている。 ○補助対象経費の計上根拠資料を確認したところ、人住費の根拠資料である「令和3年度 後与毎月別支給一覧表」が実績報告書に添付されているのみで、その他の補助対象経費に係る計上根拠資料は入手していない。 ○補助対象経費の一部について根拠資料との照合を実施していない市の現状の検査方法は、那覇市補助金等交付規則を遵守しているとは言えない。 ○したがって、市は、事務局の審査又はは現地調査により、人住費以外の補助対象経費について、請求書や領収書等の根拠資料を確認する必要がある。</p>	要	<p>那覇市青英会に対し、毎年度、精算時において、補助対象経費すべての領収書等の根拠資料を提出させた上で、検査しております。</p>	令和5年度	<p>那覇市青英会へ令和4年度事業精算時(令和5年3月末)から、補助対象経費すべての領収書等の根拠資料を提出させ、確認済み。</p>	処理済み
132	ちやーかん しゅげ課	60 251	指図書項	<p>【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 ○市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)は検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監事監査に依頼している状態であった。 ○しかしながら、公益社団法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る前の内部的な監査に市の検査の一部を依頼している状況は、被査に於ける独立性や客観性が担保できず、適切な方法とは言えず、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 ○したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。</p>	要	<p>補助対象経費の根拠資料について、今後は検査の際に現地に確認を行うようにします。</p>	令和5年度	<p>(実施後、その内容が記載されます。)</p>	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
137	保健総務課	59 261	指図書事項	【病院事業運営費交付金(新型コロナウイルス関連)】 ○運営費交付金の予算積算根拠が無い 本事業の運営費交付金予算額は100,000千円と 見積もられているが、当該予算額の根拠や積算 資料は一切存在していない。また、担当課に予 算額の根拠が無い理由について質問したが、明 確な回答は得られなかった。 本事業のように、緊急で予算措置を行うこと自 体を否定するものではないが、実際に予算措置 するのであれば、取組の算定基礎及び方法を 明らかにする必要があることが規定されている ことから、緊急の予算措置であっても、予算 額の根拠を明らかにしておく必要があった。	要	—	—	今後、交付金交付の必要性が高いと判断された場 合、病院と緊密に協議を行い、可能な限り具体的 な積算根拠による予算措置を行うよう努めます。	処理済み
141	道路管理課	63 269	指図書事項	【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務 委託】 ○委託契約書に再委託制限事項が記載されて いるにもかかわらず、再委託を行っている。 本委託業務に係る契約書(沖縄都市モノレール 自由通路の維持管理業務委託契約書)第5条 2項によれば、契約の主たる業務を再委託しては ならない旨が規定されている。 しかしながら、以下の通り、委託費総額に占め る再委託費割合が92.1%と、本委託業務の大半 が再委託されており、委託契約書の記載内容と 実態が乖離している。 沖縄都市モノレール側における経費資源には 上限があるし、また、再委託している業務の中 には専門的知識や経験が要求される業務もあると いうことを踏まえ、再委託すること自体は弊段 問題がないと考えるため、今後も再委託によ り業務を実施するのであれば、契約書の内容を 修正し、主たる業務であったとしても再委託を 契約内容にすべきである。	要	令和5年6月時点において、沖縄都市モノレール (株)と契約款について協議中であり、令和6年度 契約までには、内容を修正し、適切な内容で契約を したいと考えております。 なお、各道路管理者と幹事会において意見交換を 行い、再委託については令和5年度の業務から、特 記仕様の見直しを行い改善を図っております。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
147	公園管理課	64 279	指摘事項	<p>【都市公園維持管理業務委託】 ○業務仕様書に定める書類の徴収に不備がある。 仕様書11.において、受注者は、専任回廊接 関係者を市籍注工事から排除するため、別紙誓 約書兼同意書を公園管理課へ提出しなければ ならない。また、受注者は「その旨、全ての当 該工事関係者に周知させなければならない。」と の規定がある。 しかしながら、業務委託者であるシルバー人材 センターは、業務に従事させる会員から誓約書 兼同意書を徴収しておらず、仕様書通りの運用 がなされていない。 本業務において、シルバー人材センターから 会員への業務依頼は委任により行われるものと 考えられる。(シルバー人材センターから会員へ の再委託) したがって、シルバー人材センターは同意書に 記載されている誓約書兼同意書を業務に従事さ せる会員から徴収すべきである。</p>	要	業務委託者であるシルバー人材センターに対して、業務に従事させる全ての会員から誓約書兼同意書を徴収させます。	令和5年度	R5年度より、業務委託者であるシルバー人材センターへ、業務に従事させる全ての会員から誓約書兼同意書を徴収させました。	処理済み
154	ちやーかん じゆう課	64 292	指摘事項	<p>【那覇市建設選置ビルにおける介護予防普及啓 発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○業務の一部が履行されていないにもかかわらず、委託料が金額支払われている。 令和3年度は新型コロナウイルスの感染防止の観点か ら、市の指示により介護予防実践講座を6ヶ月程 度休講する措置を講じていたにもかかわらず、講 座の講師謝金相当の委託費がシルバー人材セ ンターに支払われていた。 講座を開催していないということは委託業務の 一部を履行していないという点であるが、にもか かわらず、市は専任講師謝金分の金額をシル バー人材センターに支払っており不透明である。 市は、このような場合、シルバー人材センターと 協議し、委託契約の内容を変更し、講座休講期 間においては介護予防ホールの管理業務のみ を委託する等の措置を講じるべきであった。</p>	要	今年度契約より、委託料で雑費が生じたときは、速やかにこれを甲に返還しなければならぬこと、委託料の一部を前月の実績報告書を添えて請求書により市に請求することを契約書に明記しました。	令和5年度	左記の改善計画内容を契約書等に明記しました。	処理済み
155	ちやーかん じゆう課	63 292	指摘事項	<p>【那覇市建設選置ビルにおける介護予防普及啓 発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○同意契約の契約内容が公開されていない。 市のHP上で本契約の契約後の情報(契約者 の名称、契約理由、等)が記載されていないな った。 市は、那覇市契約規則第21条に従い、同意契 約に関する情報を漏れなくHP上で公表する必要 がある。</p>	要	今年度契約に於ける、指図書項については、市HPにて契約前、契約後ともに公表しています。	令和5年度	左記の改善計画内容を市HPに明記しました。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	企画調整課	36	意見	<p>【全般的意見1.第三セクター等の範囲に誤りがある】</p> <p>○市は、第三セクター等に関する総務省指針等の記載内容を踏まえ、改めて第三セクター等の範囲の正確性について、新置構造的に調査すべきである。その上で、第三セクター等に該当する法人については、総務省が実施する調査において、漏れなく情報が記載されるよう留意する必要がある。</p> <p>なお、第三セクター等の範囲を特定するにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に対する市の出捐割合の算定方法を、どのようにするかについて検討が必要になると考えられる。</p>	要	<p>令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査」についての(国、県からの)照会により、市内へ調査を実施し、記載漏れについては、是正いたします。</p> <p>市の出捐割合の算定方法については、他市事例等を調査研究しながら検討いたします。</p>	令和6年度	<p>令和5年7月3日付け、総財公第48号(令和5年7月4日付け、企指第396号)「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査」についての照会があり、当該回答により記載漏れについては、是正いたします。</p>	取組中
2	企画調整課	38	意見	<p>【全般的意見2.第三セクター等に関する総務省指針の適用が不十分】</p> <p>○市は、第三セクター等の運営に関して法人任せにするのではなく、総務省指針に従い適切に関与する必要がある点に、十分留意する必要がある。</p> <p>一方で、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する財政的又は人的支援は必要最小限に留め、第三セクター等の自主的な運営を促す必要がある点にも留意が必要である。また、市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、市独自の第三セクター等関与指針を策定することを検討されたい。</p>	要	<p>市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、包括外部監査人より情報提供のあった参考事例も含め、他市事例を調査・研究し、必要に応じて関与指針等について検討いたします。</p>	令和6年度	<p>(実施後、その内容が記載されます。)</p>	取組中
3	企画調整課	40	意見	<p>【全般的意見3.出資に関する出口戦略の明確化】</p> <p>○市は継続的に第三セクター等が行う事業の公益性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査した上で、第三セクターなどへの出資に際する「出口戦略」を明確化する必要があると考える。</p> <p>また、市の限られた財源を有効活用するといった観点からも、自立した経営が可能な法人に対しは、出資を継続するのではなく、出資を解消し他の事業に財源を振り向けることも検討すべきである。そのため、出口戦略を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。</p> <p>また、市の限られた財源を有効活用するといった観点からも、自立した経営が可能な法人に対しは、出資を継続するのではなく、出資を解消し他の事業に財源を振り向けることも検討すべきである。そのため、出口戦略を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。</p> <p>また、市の限られた財源を有効活用するといった観点からも、自立した経営が可能な法人に対しは、出資を解消し他の事業に財源を振り向けることも検討すべきである。そのため、出口戦略を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。</p>	要	<p>上記、第三セクター等関与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。</p>	令和6年度	<p>(実施後、その内容が記載されます。)</p>	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
4	企画調整課	42	意見	<p>【全般的意見4. 第三セクター等にふさわしい役割の充て込み】</p> <p>○市の長や市職員(元職を含む)が第三セクター等の役員に就任する際に、他の選抜経路を含めた検討が十分に実施されていないと判断される事例や、実際の業務状況が職責を果たしているとは言い難い事例が見受けられた。</p> <p>また、市庁舎や市の元職員が、市職員退職後すぐ第三セクター等の役員に就任すること、適材適所による就任ではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの懸念を市民に与えてしまふ可能性があると考えられるため、このような観点からも、元市長や市の元職員が第三セクター等の役員に就任することは慎重に判断すべきである。</p>	要	<p>上記、第三セクター等関係と指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。</p>	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
5	企画調整課	46	意見	<p>【全般的意見5. 法令遵守体制の強化】</p> <p>○市は、第三セクター等に適切に剛身する必要があることから、上記の記載内容を含め、第三セクター等の法令順守体制が適切かどうかについて、継続的にモニタリングする必要がある。</p>	要	<p>上記、第三セクター等関係と指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。</p>	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
6	企画調整課	47	意見	<p>【全般的意見6. 財政的援助は真に必要なものに限定すべき】</p> <p>○監査を実施した結果、財政的支援が真に必要であったかどうかについて疑問が生じた事業が複数発見された。</p> <p>今後、少子高齢化が進行することにより、現世代への減少に伴う福祉の減少や高齢者の増加に伴う社会福祉費の増加も想定されることから、市の財政状況は一層厳しさを増すことも考えられる。市は、今一度、財政的援助事業についてゼロベースで見直し、援助の必要性及び事業停止や援助額の減額の可能性について検討することが強く望まれる。</p>	要	<p>那覇市補助金等交付規則に基づき実施される補助事業について、補助の必要性、公益性などの基本的な観点及び補助率等の財政的な観点で検証を行い、当該事業を所管する部局に対して補助金の適正化を図るよう求めます。</p>	令和5年度	令和6年度実施計画策定作業において、関係職員に対し、那覇市補助金等交付規則に基づき実施される補助事業について、補助の必要性、公益性などの基本的な観点及び補助率等の財政的な観点で検証を行い、当該事業を所管する部局に対して補助金の適正化を図るよう求めます。	整理済み

（令和4年度報告書分） 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
7	企画調整課	48	意見	<p>【全般的意見/成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の評価を実施しなければならぬ理由は、以下の通りである。 ①最小の経費で最大の効果を上げているかどうかを判定するため ②市民への説明責任を果たすため ③事業効果の判断を適切に実施するため <p>しかしながら、成果目標の設定及び事業評価に改善の余地がある事例が、監査対象数40件のうち、80％に相当する32件で発見されているところである。</p> <p>令和3年度から引き続きの意見となるが、市は、職員に対し、事業評価の重要性について理解を促進させ、効果的な事業評価を実施するための施策を講じられたい。</p>	要	事業評価については、組織目標や政策説明資料において行われておりますが、より広範な事業で効果的な事業評価を実施する方法を、今後検討して参ります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
8	都市計画課	50 69	意見	<p>【沖縄都市モノレール株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○増資時の1株あたり出資額についてより詳細に検討すべき <p>市は、沖縄都市モノレール(株)へ1株当たり出資額50,000円(旧定款における1株当たり額面)を増資している。</p> <p>経済合理性の観点から言えば、増資時点における株式の時価をもって1株当たり金額を算定すべきである。</p> <p>増資の手続き自体は適切に行われているが、時価を上回る金額で割高に増資せざるを得ない場合には、割高で増資する事及び理由についても明らかにした上で、増資の可否を検討し、増資の承認権限を有する市議会に対しても、その理由を開示すべきである。</p>	要	モノ(株)への増資については、市議会へ予算上程し、平常委員会において、「出資による権利として取得する株数およびその理由の説明を行った上で、承認を向ています。今後、増資が生じる場合においても、1株当たりの出資額およびその理由について、市議会に対する開示を行った上で承認を得ることを検討します。	令和5年度	今後、増資が生じる場合は、1株当たりの出資額およびその理由について、市議会に対する開示を行った上で承認を得ていきます。	整理済み
9	都市計画課	37 50 71	意見	<p>【沖縄都市モノレール株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三セクター等による自己評価に改善の余地がある <p>沖縄都市モノレール(株)における事業の自己評価及び、それを受けた市のモニタリング評価はどのような結果だったのか、また、その評価過程において認識された課題についてどのように対処するののか、といった点については不明確であった。</p> <p>市は、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)を踏まえ、モニタリング評価を実施した上で、その評価結果について、記録保存することを検討されたい。</p> <p>また、市は、沖縄都市モノレール(株)が事業実施後の自己評価を実施するように指導することが望ましい。</p>	要	沖縄県、那覇市、浦添市、沖縄振興開発金融公庫及び沖縄都市モノレール(株)が構成する「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化検討委員会」において、年2回開催される本委員会において、モニタリング評価を実施し、その評価結果について記録保存することを検討します。	令和5年度	沖縄都市モノレール(株)株式会社経営健全化検討委員会を開催し、モニタリング評価を実施した上で、その評価結果について記録保存いたします。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
13	都市計画課	52 77	意見	<p>【沖縄都市モノレール株式会社】 ○予定価格調書を作成しなかった場合の取り扱いに改善の余地がある 沖縄都市モノレール株の契約事務第4条において、「契約担当者」は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に添付する予定価格を認許し、これを記載した書面を作成しなければならぬ。ただし、契約の内容がこれを要しないもの又は軽微なものについては、この限りではないと定められている。 令和3年度重商保守業務委託は、1者随意契約のため、「契約の内容がこれを要しないもの」に該当することであるが、その場合においても、予定価格調書を作成しなかった理由を書面等で残しておく必要があった。</p>	要	予定価格調書を作成しなかった理由について、書面等で残すよう指導することを検討します。	令和5年度	予定価格調書を作成しなかった理由について、書面等で残すよう、書面にて通知しております。	整理済み
15	都市計画課	54 83	意見	<p>【沖縄都市モノレール株式会社】 ○株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない 市は、沖縄都市モノレール株の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。担当者による、議案について市長及び副市長に説明し、異存が無い旨を確認していることであるが、口頭での確認に留まっており、監査書等が作成されていない。 市の業務における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否について起案書等を作成し、保存すべきである。</p>	要	株主総会の議案に対する賛否については、副市長への事前説明を記録するとともに、起案書を作成し保存することを検討します。	令和5年度	令和5年度庶務課株主総会の議案に対する賛否については、副市長への事前説明を記録するとともに、起案書を作成し保存しております。	整理済み
16	都市計画課	38 54 86	意見	<p>【沖縄都市モノレール株式会社】 ○経営健全化方針の記載内容が十分でない 経営健全化方針の「抜本的改革」を多量に経営健全化の取組に係る検討には、沖縄都市モノレール株の財政的リスクである債務超過という状況をどのように解消していくかについて具体的な施策が記載されていない。 沖縄都市モノレール株は債務超過を原因として経営健全化方針を策定しているのだから、経営健全化方針作成時において債務超過解消のための具体的な施策を記載することが望ましかったと考える。 今後、経営健全化方針を再策定するようか場場合には、債務超過解消のための具体的な施策を記載することを検討されたい。</p>	要	今後、経営健全化方針を再策定する場合には、債務超過解消のための具体的な施策の記載について検討します。	令和5年度	今後、経営健全化方針を再策定する場合には、債務超過解消のための具体的な施策について記載します。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
17	都市計画課	38 54 87	意見	<p>【沖縄都市モルレル株式会社】 ○経営健全化方針に基づく取組状況の記載が十分でない 法人自らによる経営健全化のための具体的な施策については、具体的な利益改善額が記載されていないため、債務超過解消に向けた施策の効果を測定することができず、記載内容として改善の余地がある。「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について(総務省自治庁政務官企業課長通知 令和元年7月23日)」の記載例を参考に、具体的な利益改善額を記載することを検討されたい。 また、令和3年度の地方公共団体による財政的なリスクへの対応のための対応のうち、元金返済期間の猶予については、債務超過解消の施策と経営健全化方針に基づく取組状況には、主に債務超過解消のための施策を記載する必要があり、ある点に留意して、記載内容を改善されたい。</p>	要	<p>経営健全化方針に基づく取組状況の記載については、具体的な利益改善額を記載することを検討します。</p>	令和5年度	<p>経営健全化方針に基づく取組状況の記載について、年度内に具体的な利益改善額を記載します。</p>	整理済み
18	都市計画課	37 56 90	意見	<p>【沖縄都市モルレル株式会社】 ○情報公開が不十分 現状、財務諸表等の必要最低限の情報は公開されているものと考えられるが、その他の情報(経営者指図、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等)についても積極的に公開することを検討されたい。 また、沖縄都市モルレル株は、債務超過により経営健全化方針を算定している第三セクターであるため、他の第三セクター等と比較して市によるモニタリングの必要性が相対的に高い法人であると考えられる。したがって、市は、第三セクター等に関する総務省指図の趣旨を十分に理解し、沖縄都市モルレル株の経営状況、経営健全化方針の取組状況、債務超過解消の見通し等について、毎期議会に報告を行い、議会によるモニタリングを受けるべきである。</p>	要	<p>沖縄都市モルレル株が、法令に基づき会計監査人の監査を受けていることに留意しつつ、本ホームページにて公表している「沖縄都市モルレル株式会社経営健全化方針」に加え、「その他の情報」として同社の決算書を掲載し公表します。</p>	令和5年度	<p>本ホームページにて公表している「沖縄都市モルレル株式会社経営健全化方針」に基づく取組状況に加え、「その他の情報」として同社の決算書を掲載し公表します。</p>	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書事項区分	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
19	都市計画課	40 50 99	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等が実施する事業の公益性の有無について再検討が必要 開発計画当初は、泊ふ頭開発が実施する事業の、現状では、泊ふ頭開発が実施する事業が高い公益性・公共性を有しているかどうかについて疑義があるとする 市は、上記の監査人の意見を踏まえ、現状の泊ふ頭開発の現状の主な事業内容について、公益性・公共性が高いかどうか改めて検証し、その結果を市長や議会に開示し説明責任を果たすべきである。 仮に公益性・公共性が低いと判断された場合には、第三セクター等に関する総務省指図の趣旨を踏まえ、清算又は住民等により泊ふ頭開発の抜本的改革を行うことを検討する必要がある。</p>	要	<p>改善計画又は改善が不要な理由 旅客ターミナルビルは、周辺離島のターミナル機能を有しているほか、船客待合所や船舶事務所が入居しており、県内の離島振興及び本庁の交流の活性化へ寄与しており、一定の公益性を有しているものと考えます。本庁としては、ID2を踏まえ、現状の主な事業内容について、公益性・公共性について、改めて検証してまいります。</p>	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
20	都市計画課	37 50 100	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等による自己評価を実施していない 泊ふ頭開発において、事業評価のための合理的な評価基準が策定されておらず、事業実施後の自己評価も十分に実施されていない。 市は、泊ふ頭開発が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準(売上高、利益額、入居率等)の策定等に取組むことが望ましい。 事業評価を実施する際は、可能な限り評価事項について定量的な目標値を定め、その達成度をもって事業評価を行うことにより、客観的な事業評価が実行可能となる。また、PDCAサイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。</p>	要	<p>泊ふ頭開発に対して、自己評価を積極的に行うよう指導してまいります。</p>	令和5年度	泊ふ頭開発に対して、自己評価を積極的に行うよう指導しております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
21	都市計画課	46 51 100	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○監査役会の在り方を改めて検討すべき</p> <p>泊ふ頭開発㈱の常勤監査役について、監査役としての業務量は、週3日ですけれども半日程度の業務状況であるとのことであり、業務状況が常勤監査役としてふさわしいと言えるかどうかは疑問が残る。</p> <p>したがって、市は、泊ふ頭開発㈱の常勤監査役の勤務実態を詳細に把握し、常勤監査役に相応しいものであるか確認すべきである。</p> <p>なお、泊ふ頭開発㈱は会社法上の大会社に該当するが、公開会社ではないため、会社法第328条1項に基づき監査役会を設置しているわけではなく、会社が任意で監査役会を設置しているものと解されるが、常勤監査役に相応しい人材を選任することが困難である場合には、監査役会非設置会社を選任し、全ての監査役を非常勤とするという対応方法も考えられるのではない。</p>	改善の必要性	泊ふ頭開発㈱の常勤監査役の勤務状況を把握するために、具体的な業務内容や業務時間等の詳細な報告を求めてまいります。また、監査の必要性等について改めて検討を行ってまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発㈱からは、常勤監査役の業務状況や同社に関する豊富な知識と経験を有していること等の報告を受けております。また、監査の必要性を高めるためには、監査役会を設置することが望ましいとの意向が示されております。同社の監査役会機能の意向を尊重したいと考えております。	整理済み
22	都市計画課	37 42 51 101	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○取締役にもふさわしい人材が選任されているか</p> <p>顧問(市長が取締役を兼任)</p> <p>泊ふ頭開発㈱の取締役会を兼務している市長は、令和3年度の取締役会(令和3年9月)と令和4年6月)の5回の全てにおいて欠席という状況であった。</p> <p>市は、泊ふ頭開発㈱の株主として、職責を果たすことができる人材を取締役に就任させる責任を有していると考えられることから、市長を取締役に就任させるやむを得ない事情がある場合であっても、市長にこだわることなく、副市長を含めた複数の候補者の中から、取締役会に出席できる人材を取締役として選任することを泊ふ頭開発㈱側に提案すべきである。</p>	改善の必要性	令和5年6月22日に開催された泊ふ頭開発㈱の第34回定時株主総会では、市長の取締役会長の就任を行わず、金城副市長を非常勤取締役として推薦し、選任されております。	令和5年度	令和5年6月22日泊ふ頭開発㈱ 第34回定時株主総会において、金城副市長が非常勤取締役を選任されております。	整理済み
24	都市計画課	52 103	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○効率化施策について市が十分に把握していない</p> <p>市は、泊ふ頭開発㈱の役員数を把握しているのみとのことで、その他の経営効率化及び費用削減のための具体的な施策を把握していません。徹底した効率化という観点からは、市の対応状況は十分とは言えない。</p> <p>市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、泊ふ頭開発㈱の経営効率化及び費用削減の具体的な施策を把握し、その施策の十分性を確認する必要があります。</p>	改善の必要性	泊ふ頭開発㈱に対し、取締役会や定時株主総会の事前説明等を活用し、経営効率化及び費用削減策などの具体的な施策について確認してまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発㈱の経営効率化を費用削減の施策についで具体的に把握する体制を強化してまいります。	整理済み

票 置 措 善 改 査 監 部 外 (分 書 告 報 度 年 4 和 令)

ID	所 管 部 署	頁 番 号	指 摘 事 項 区 分	指 摘 事 項 又 は 意 見 の 内 容	改 善 の 必 要 性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分
25	都 市 計 画 課	54 104	意 見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない 市は、泊ふ頭開発の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。 担当課によれば、議案について市役所に説明し、異存が無い旨を確認しているとのことであったが、口頭での確認に留まっておらず、起案書等が作成されていない。 市の業務における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会に對する賛否について起案書等を作成し、保存すべきである。	要	株主総会における議案に対する賛否については、非常勤取締役である副市長への事前説明を記録するとともに、起案書を作成し保存しております。	令和5年度	株主総会における議案に対する賛否については、非常勤取締役である副市長への事前説明を記録するとともに、起案書を作成し保存しております。	整理済み
27	都 市 計 画 課	37 53 104	意 見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等への出資に関する効果測定が実施されていない 市は、泊ふ頭開発に対し6億円の多額な資金を出資しているが、当該出資に関する効果測定していない。そのため、泊ふ頭開発への出資が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した事業の有効性を測定すべきである。	要	出資に関する効果を測定するため、泊ふ頭開発に対し、定期的な成果報告を求めてまいります。成果報告書に基づき、経営効果の測定と改善を繰り返す事業のPDCAサイクルを実施し、出資効果の最大化と無駄の排除を目指してまいります。	令和5年度	出資に関する効果を測定するため、泊ふ頭開発に対し、定期的な成果報告を求めてまいります。成果報告書に基づき、経営効果の測定と改善を繰り返す事業のPDCAサイクルを実施し、出資効果の最大化と無駄の排除を目指してまいります。	整理済み
28	都 市 計 画 課	37 40 53 103	意 見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分 公益性、公共性、採算性等の観点から第三セクター方式で事業を開始した場合であっても、地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するよう留意すべきである。 泊ふ頭開発の事業は不動産賃貸業であり、ホテル区画の賃貸先が決まれば安定した利益を生み出し継続的に自立した経営を行うことは十分に想定されるため、中長期には完全民営化も視野に入れた出口戦略を検討すべきではないが、 短期・中期的な観点からの那覇市の役割として、今後の整備事業における形質管理組合との「重層管理」状態の解消、もしくは、整備事業のスムーズな進捗を図るための構築について具体的に努められたい。	要	第三セクターモデルは、周辺離島のターミナル機能を活用しているほか、船客待合所や船舶事務所が入居しており、県内の離島振興及び本市との交流の活性化へ寄与しており、一定の公益性を有しているも本庁と異なると考えます。 本庁と異なるとは、引き継がれたホテルの経営状態を見据えながら、ID3も踏まえ、現状の中長期的な出口戦略について検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
29	都市計画課	37 54 106	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○税効果会計が適用されていない 会社計算規則第74条3項四に附帯科目名として繰延税金資産の例示があり、また、会社計算規則第107条に税効果会計に関する注記を要する旨の規定がある通り、会社計算規則では、税効果会計を適用する必要がある。 泊ふ頭開発は繰延税金資産を計上しておらず、また、繰延税金資産に関する注記を行っていないため、税効果会計を適用しておらず会社計算規則に基づいて判断せざるを得ない。 泊ふ頭開発は、会社計算規則に従い、必要に応じて繰延税金資産を計上し、また、計算書類に繰延税金資産に関する注記を記載する必要がある。</p>	要	<p>泊ふ頭開発は、会社計算規則に従い、必要に応じて繰延税金資産を計上し、また、計算書類に繰延税金資産に関する注記を記載するよう指導してまいります。</p>	令和5年度	令和4年度決算書より注記に記載しております。	整理済み
31	都市計画課	37 54 107	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○退職金の算定方法が規定と一致していない 泊ふ頭開発の「退職金規程」第10条では「退職金算定の基礎となる勤続年数の計算は入社の日より退職の日まで」となっており、同11号では「随時に雇入れた期間を算入しない」とされている。 しかし、随時雇用を随時正規雇用となっている従業員に関して、実際の退職金支給額算定においては、随時雇用期間を勤続年数に算入しているとのことであり、退職給付引当金算定上も随時雇用期間を勤続年数に算入していた。 「退職金規程」を実態に合わせて改定するか、もしくは、改定しないのであれば退職金及び退職給付引当金の計算方法を修正すべきである。</p>	要	<p>泊ふ頭開発が、退職金の算定方法を「退職金規定」に基づき行おうと指導してまいります。</p>	令和5年度	令和4年度決算において、計算方法について修正しております。	整理済み
32	都市計画課	37 54 107	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】</p> <p>○小口現金の管理方法について改善の余地がある 泊ふ頭開発における小口現金は、「入出金は「現金管理簿」及び「小口現金領収書」で管理」、「小口現金領収書」内の領収書については購入品明細が添付されているものと無いものが混在し、「現金管理簿」は、半日に1回の頻度で実施」等の方法で管理している。 不正防止の観点から、領収書の購入内容の明細を添付するとともに、現金実査を毎日実施すべきである。</p>	要	<p>泊ふ頭開発が、小口現金の管理方法について改善するよう指導してまいります。</p>	令和5年度	令和4年度より、領収書の明細添付及び現金実査を毎日実施しております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
33	都市計画課	37 54 108	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】 ○固定資産の減損判定方法に改善の余地がある 経営判断上、賃貸事業とコンビニエンスストア事業を区別しているが、減損判定において両事業を区別(グループニング)して実施しておらず、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第7項に照らして妥当ではない。 減損判定において両事業を区別(グループニング)し、また、固定資産は有形・無形とも漏れなく対象とすべきである。なお、当該判定は経営計画と整合させるとともに、経営合理化に活用すべきである。</p>	要	泊ふ頭開発が、固定資産の減損判定方法を改善するよう指導してまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発が、固定資産の減損判定方法を改善するよう指導してまいります。	整理済み
34	都市計画課	37 54 109	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】 ○貸倒引当金の計上方法について改善の余地がある 連年の回収サイトから遅れている未収金については、一般債権と区別した回収可能性の検証に基づいて個別の貸倒引当金を計上すべきである。 泊ふ頭開発は令和4年度決算で個別に貸倒引当金を計上する予定とのことであり、回収見込みを考慮した適切な貸倒引当金を計上された。</p>	要	泊ふ頭開発が、貸倒引当金の計上方法について改善するよう指導してまいります。	令和5年度	個別に貸倒引当金を計上する予定であった債権については、令和4年度決算にて貸倒損失で処理しております。	整理済み
35	都市計画課	37 56 109	意見	<p>【泊ふ頭開発株式会社】 ○情報公開が不十分 市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、泊ふ頭開発において財政的なりすがたが高まったと判断した場合には、市のHP等において、経営指針、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。 また、議会に対しても上記の情報に加えて、泊ふ頭開発の公益性・公共性の判断(意見①参照)や出資に関する出口戦略(意見⑧参照)等の事項についても適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。</p>	要	泊ふ頭開発の経営状況について会社のホームページで公開するよう指導するとともに、市のホームページ等でも定期的に公開するよう努めてまいります。 また、議会より情報提供を求められた際には、会派勉強会等で適宜報告を行うなど、説明責任をしっかりと果たしてまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発の経営状況について会社のホームページで公開するよう指導するとともに、市のホームページ等でも定期的に公開するよう努めてまいります。 また、議会より情報提供を求められた際には、会派勉強会等で適宜報告を行うなど、説明責任をしっかりと果たしてまいります。	整理済み
36	生涯学習課	37 50 113	意見	<p>【公益財団法人那覇市育英会】 ○成果指標について改善の余地がある 那覇市育英会では、成長目標を設定し、目標の達成度に基づく事業評価を実施している点は評価に値するが、一方で、成果指標の内容については、改善の余地があるものと考えられる。 那覇市育英会は貸付型奨学金事業を行っていることから、例えば「新規貸付者数」又は「貸付者数」(成果指標に加えられる)は、より適切な事業評価が実施できるものと考えられるため、検討されたい。</p>	要	那覇市育英会および当該当該に協議した結果、事業評価における成果指標として、制度趣旨や適正な運営に資するような指標設定について令和6年度の国の奨学金事業の改正の動向等を確認しながら検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

（令和4年度報告書分） 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	生涯学習課	37 43 51 115	意見	<p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理事にふさわしい人材が選任されていたか疑問(元市職員の常務理事就任) 過去の常務理事の中には、月1、2回程度の出勤回数、理事も存在したとのことである。 月1、2回の出勤では、事務局長としての職務を果たしていかどうか疑問であるし、その出勤数で月額100,000円の報酬を受け取っていたのであり、明らかに業務量に対して報酬額が過大であり、いづれも天下り目的での退職者派遣であることが疑われかねない外観を有している状況が存在していた可能性がある。 市は、那覇市育英会の事務局長としてふさわしい人材を常務理事に充てるように努め、常務理事就任後も事務局長としての職務を果たしているかどうか及び業務量と報酬金額のバランスが妥当かどうか、について継続的にモニタリングする必要がある。 	要	那覇市育英会および当該で協議をした結果、事務局長の選任等について、区などの関係法令等の内容や動向を参考にする一方で、本市としての全体的な方針を踏まえ、対応していくことを確認しております。また、勤務実態の確認については、月報等の提出などを検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
41	生涯学習課	37 53 117	意見	<p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない 市は、那覇市育英会に対し、出相及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果をもたらしているかを測定していない。そのため、那覇市育英会への財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクルの実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。 	要	那覇市育英会に対する市補助金は、当団体の債与事業の執行や債務事務の安定的な運営に寄与していると考えられています。財政的援助の有効性について、事業の趣旨を踏まえた指標の設定などで事業の改善にいかせるしくみを検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
42	生涯学習課	37 55 118	意見	<p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○預金管理体制が不十分 那覇市育英会において、預金通帳と銀行届出印は別な金庫等に別けて保管されているが、2つの金庫等の鍵は同一の資金担当者が保有しているため、単独で預金の払出しが可能状態である。 不正な預金払出の防止という内閣統制上の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・2つの鍵の保有者をそれぞれ別の person にする。 ・上記資金担当者とは別な役職員により、定期的に預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高を照合する。 市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において、不正な預金払出を発生させるわけにはいかないため、市は、預金管理に關する適切な内部統制の構築を那覇市育英会に指導すべきである。 	要	那覇市育英会において、通帳や証書等と銀行印などの管理を別で設けるなど対応しており、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合について、年度内の半期毎に残高照合することを検討しています。	令和6年度	令和5年7月21日に当該から育英会に対し、定期的に、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合などを行っていただく指導を行いました。また、預金管理等を省も会計に關する内部規定について、策定中であることを確認しております。なお、現在は、通帳と定期預金証書、公印と銀行印を保管する人を別にしていることを確認しております。	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
43	生涯学習課	37 55 118	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○貸付金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高が一致していない。 那覇市育英会において使用している貸付金償還システムから出力した、令和3年度末時点の個別貸付金残高明細の合計額と令和3年度末時点の財務諸表残高を比較した結果、10,000円の差異があった。 那覇市育英会は、差異原因を調査し、適切な貸付金残高を把握した上で、個別貸付金残高明細の合計額と財務諸表残高を適切な貸付金残高に一致させるよう、努力されたい。	要	那覇市育英会に確認したところ、令和3年度末時点の貸付金償還システムから出力した個別貸付金残高明細と財務諸表残高の合計額の不一致については、貸付金償還システムの誤入力による入力のミスと判明しました。令和5年度中に任取を行い、決算書に反映できるように検討する意向を確認しております。	令和5年度	令和5年7月21日に専事会より不一致の原因が判明したことを確認しております。今後、監査と相談し対応を決め、理事会での承認を得て決算に反映する予定です。	取組中
44	生涯学習課	37 55 121	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○償還が遅延している貸付金の回収手帳に改善の余地がある。 那覇市育英会は、先済まで長期間を要しそうな債務者や完済する前に任事が定年退職を迎え、その償還者等、全額償還に押込の懸念が生じている債務者については、可能な限り償還額の増額を交渉したり、連帯保証人に相談し取りする等、全額償還に向けた措置を講じる必要がある。また、市は貸付金の全額償還に向けた措置を講じ、市が那覇市育英会に指導し、那覇市育英会が講じた措置が適切に運用されていることを定期的にモニタリングする必要がある。	要	・那覇市育英会に確認したところ、長期滞納者については、全額償還に向けて対策を検討し、特別な理由により減額または猶予を希望している者については、事情を確認した上で、まずは単年度申請とし、完済まで長期間にならないよう対応します。 ・当該としましては、今後、定期的なモニタリングを実施し、確認していきたいと考えています。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
46	生涯学習課	37 55 123	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○指定正味財産に計上されている指定補助金の使途が不明確。 那覇市育英会の貸付対象者の指定正味財産に、市から受け取った補助金が指定補助金として2,500千円計上されている。 市の担当課においても、当該補助金をどのような目的・使途で那覇市育英会に交付したのかについて記録が残っておらず、那覇市育英会側においては、指定補助金の取扱いをどのようにすればよいかわからずそのままになっている、という実態であった。 そこで、市及び那覇市育英会は、以下の対応を取るべきである。 ・同僚協議の上、当該指定補助金2,500千円について、改めて使途を特定する。(新規貸付の財源に限定するのみ、)。 ・補助金の目的たる支出が行われた場合、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える会計処理を行う。	要	年内を目途に、那覇市育英会および当該課にて協議の上、当該補助金2,500千円についての運用を検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
47	生涯学習課	38 56 124	意見	<p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○情報公開が不十分 市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくとも那覇市育英会において財政的リスクが重なったと判断した場合には、市のHP等において、経営指針、市が行っている財政的支援とそれに対する財政的リスク、現在の運営状況に至る理由、将来の見直し等について情報公開することを検討すべきである。また、議会に対しても、財政的リスクの重なりに応じて適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。</p>	要	財政的リスクが重なった際に対応について、全庁的な方針等を踏まえながら対応したいと考えています。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
48	生涯学習課	38 56 125	意見	<p>【公益財団法人那覇市育英会】</p> <p>○那覇市育英会の将来的な展望について 那覇市育英会では、新規貸与者数の減少に伴い、新規貸付金に使用されない「余剰金」が増加している状況にあると考えられる。市は那覇市育英会とともに、那覇市育英会の将来の事業展望及び「余剰金」の活用方法について検討すべきである。 また、那覇市の奨学金事業は、給付型奨学金が市の運営により、貸与型奨学金が那覇市育英会により、それぞれ実施されている。 単一事業者とすることにより、事業に係る事務コストが削減される可能性があるため、那覇市育英会の将来的な事業展望と合わせて、奨学金制度の単一事業者による運用の可否も検討することが望ましい。</p>	要	那覇市育英会の余剰金については、令和3年度より「新型コロナウイルス対策学生生活支援金」として貸与生へ貸与額の1カ月分の給付金の支給を実施しております。今後、コロナ禍も収束していく中で、物価高騰化等の現状もあり、支援の継続は必要であり、名称を変更し継続事業として貸与生を支援したいとの意向を育英会より確認しております。また、奨学金制度を単一事業者にすることについては、国の奨学金事業の動向も確認しながら検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
49	ちゅーかん じゅけ課	37 50 129	意見	<p>【公益財団法人那覇市シルバー人材センター】</p> <p>○第三セクター等による自己評価が十分に実施されていない 市は、シルバー人材センターが自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取組むことが望ましい。 また、PDCAサイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。成果指標として、現状設定している4項目を採用するのであれば、自己評価及び市のモニタリング時における目標値は、中期計画上の目標値ではなく、実現可能な目標値を別途設定すべきである。</p>	要	令和5年度より、(公社)沖縄県シルバー人材センター連合会を通じて、(公社)全国シルバー人材センター事業協会から、「シルバー事業実態の向上」の為に、PDCAサイクルを導入し、継続的な改善及び実績の向上を図る取り組みを行うこととして下記項目について目標管理を行う計画が通達されたため、当該センターにおいてPDCAサイクルを導入し、同項目を数値目標として設定し、自ら評価を行うようにします。市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行ってまいります。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 ○派遣事業従人員 1.派遣事業の拡大 2.従人員の増	令和6年度	<p>・実施日： 令和5年4月1日</p> <p>・実施内容： 下記の数値目標を設定し、継続的な改善及び実績の向上を図る取組を行っているところです。</p> <p>○会員数(会員拡大)</p> <p>1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 ・一断デジタル化を検討 3.退会抑制策 ○派遣事業従人員 1.派遣事業の拡大 2.従人員の増 ・未実施</p>	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
51	ちやーかん じゅゆう課	46 53 133	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○労働時間管理の適切性に疑義がある 令和3年度における常勤職員5名の残業時間について、毎月作成されている残業時間記録簿を閲覧したところ、5名全員がいずれも、毎月の残業時間が12ヶ月間を通じて全く同じ時間数となっていた。 シルバー人材センターは、残業時間記録簿だけではなくタイムカードを導入する等、適切な労働時間管理方法を改めて検討すべきである。 また、市は、上記のような問題が生じるリスクを十分に理解し、シルバー人材センターに対して適切な労働時間管理の体制を構築するよう、強く指導すべきである。	要	当センターの「職員就業規則」の変更や機器導入等に対する予算措置が必要な為、他シルバー人材センターの労働時間管理方法を収集し、改善に努めたいと考えております。 市は、適切な労働時間管理の体制を構築するよう、シルバー人材センターに対して指導を行っております。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
54	ちやーかん じゅゆう課	37 53 135	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない 市は、シルバー人材センターに対し、出借及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果をもたらしているかを測定していない。そのため、シルバー人材センターへの財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。	要	他市町村の第三セクター等への財政的援助に関する効果測定方法を取集し、これらを参考に手法を検討し、市が実施した財政的援助の有効性を測定するようにします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
55	ちやーかん じゅゆう課	37 55 135	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○現金管理体制が不十分 シルバー人材センターの窓口において委託料が現金で支払われる場合があるが、その際、総務部の財務経理担当者が1名で現金を受け取った上で、会計処理まで実施していることであつた。 不正な現金の横領防止という内部統制の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。 ・現金を受け取る際は、必ず2名で受け取り、金庫への保管まで2名で実施する。 ・未収入金の回収管理を適切に実施し、未収が生じている理由を明らかにする。 市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において不正な現金の横領を発生させるわけにはいかないため、市は、現金管理に関する適切な内部統制の構築についてシルバー人材センターに指導すべきである。	要	現金管理の流れについては、 1.現金受取・金額の確認:2名体制(正職員2名で対応) 2.現金確認及び領収証作成:2名体制(経理担当職員及び正職員) 3.現金確認及び領収証への押印確認:2名体制(事務局長及び正職員) の上記の方法で、複数名体制による現金管理を行うようにします。 市は、以上の内容が適正に行われているか、モニタリングの際に確認します。	令和5年度 現金管理について ・実施日: 令和5年4月1日より ・実施内容: 改善計画のとおり 未収金管理について ・実施日: 令和5年4月1日より ・実施内容: 発注者へ電話連絡等を行った際に、確認内容をカルテアへ入力するようになっています。	令和5年度	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
56	ちやーかん じゅう課	37 55 136	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない。 シルバー人材センターにおいて使用している基幹システムから出力した、令和3年度末時点の未収入金管理台帳上の未収入金合計額と、令和3年度末時点の貸借対照表残高を比較した結果、3,139,698円の差異があった。 シルバー人材センターは、差異原因を調査し、適切な未収入金残高を把握した上で、未収入金管理台帳上の合計額と貸借対照表残高について、適切な未収入金残高に一致させるよう、努力されたい。	要	システムデータ等を調べて確認を行い、改善に努めます。また、業務システムと監視システムが連動しているのかをシステム会社へ確認します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
57	ちやーかん じゅう課	37 55 137	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○回収が遅延している未収入金の回収手続が十分でない。 シルバー人材センターは、通常想定される回収時期を経過しても前、未回収のままになっている未収入金を速時に抽出し、未回収の原因調査及び督促を行う体制を構築すべきである。 また、回収可能性が著しく低下した未収入金については、本来、債権整理又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うべきである。 シルバー人材センターは、現状、発生から5年以上経過した未収入金について債権処理を行っているが、発生から5年未満の未収入金であっても、個別の状況を調査し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、債権整理又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うことを検討されたい。	要	定期的な未収入金状況確認を行い、回収不能にならないよう努めます。 また、未収入金が5年間経過した後に回収不能処理を行っているが、発生から5年未満の未収入金であっても、個別の状況を調査し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、今後適切に処理できるよう、規程の整備又は事務処理の見直しを検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	ちやーかん じゅう課	37 55 137	意見	<p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】</p> <p>○財政運営資金信託預金の積立目的が不明瞭 シルバー人材センターの令和3年度末貸借対照表において、特定資産として財政運営資金信託預金が10,000千円計上されている。 当該特定資産は社団法人設立時に市から出捐を受けたものが使用されずに預金として残っているものであるが、積立目的や使途等は明確に決まっていなかった。 当該出捐金は、市の財源から出捐したものであるため、市の財源が有効に活用されるよう、市は、シルバー人材センターと協働の上、財政運営資金信託預金の積立目的や使途を明確にされた。 また、現状、勘定科目名として財政運営資金信託預金という科目を使用しているが、当該勘定科目名だけでは預金の積立目的が不明瞭である。市及びシルバー人材センターは、改めて明確にした積立目的や使途を表すような勘定科目により特定資産に計上する必要がある点に留意されたい。</p>	要	<p>財政運営資金信託預金は、年度当初の配分金等未払い時に現金が不足する恐れがある場合に、金融機関からの短期借入時の担保として活用している状況です。 今後は、市と当センターと協働の上、同預金の積立目的や使途を明確にするようにします。</p>	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
59	ちやーかん じゅう課	37 55 138	意見	<p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】</p> <p>○貸与引当金の計上が漏れている 現状の期末手当に関する会計処理で、支給時に若給総額を人件費として費用処理しており、貸与引当金は計上されていなかった。 公益法人会計基準の運用指針12.(1)に記載されている貸借対照表科目の例示には、貸与引当金が記載されているため、シルバー人材センターにおいても貸与引当金の計上が必要である。 シルバー人材センターは、公益法人会計基準に使い適切に会計処理する必要がある。また、市はシルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう指導する必要がある。</p>	要	<p>上掲団体へ確認し、適切な会計処理に努めます。 市は、シルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう、モニタリングの際に指導していきま</p>	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
60	ちやーかん じゅう課	38 56 139	意見	<p>【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】</p> <p>○情報公開が不十分 市は現状の情報開示に留まらず、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくともシルバー人材センターにおいて(財政中)スグが蓄まった判断した場合には、市のHP等において、経営指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを確認すべきである。 また、議会に対しては、財政的リスクの高まりに際して適宜報告を行い、議会のモニタリングを受け</p>	要	<p>第三セクター等の経営健全化等に関する総務省指針の主旨を鑑み、シルバー人材センターの財政的リスクが高まった場合には、市のHP等において情報公開を行い、議会に対して適宜報告を行います。</p>	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
61	ちやーかん しゆげ課	46 56 139	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○反社チエック手続の強化について シルバー人材センターの取引先等に対する反社 社会時動力の排除に関するチエック手続につい て、現時は、一部の取引先等に対してのみ反社 チエック手続を行っている状況である。 しかしながら、シルバー人材センターに業務を 発注することは基本的に誰でも可能であるし、ま た、60歳以上であれば基本的に誰でもシルバー 人材センターの会員となることも可能であるが、 見方を要すると反社社会時動力が容易に取引先や 会員に入り込み易い状況とも言えるため、できる 限りの反社チエックを実施すべきである。	要	契約書や請書等の見直しを行い、強化を図りま す。 入会申込書、又は、就業承諾書等に反社チエック の文言等を取り入れ、チエック強化を行います。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
62	管財課	40 56 145	意見	【那覇市土地開発公社】 ○休眠状態となっている土地開発公社の存続の 可否について 現状、那覇市重港返還時の再開発において公社 を活用する可能性がある、等の理由で10年以上 休眠状態のまま公社が存続している状況であ る。 いつ生じるかわからない事象のために、管理費 をかけた土地開発公社を存続させるという判断を 継続していたというのは、検討が不足している と言わざるを得ない。 市及び那覇市土地開発公社は、「那覇市重港返 還時期の見極め可能性」、「土地開発公社解散 時のメリット(余剰金の活用、管理費の削減)」等 を踏まえ、多角的な観点から、改めて土地開発 公社の存続について検討されたい。	要	令和元年度の理事会において、那覇市重港返還後 の跡地利用に絡んで、将来的に土地の活用取得 業務の再開が行われる可能性があることから、 「那覇市土地開発公社は存続させることとする」と 決議しています。 なお、今後の社会情勢、重港問題等の状況の変 化を踏まえ、必要に際し、理事会にて存続の可否を 判断していくこととしております。 今般の包括外部監査の意見を踏まえ、臨時の那 覇市土地開発公社理事会を開催し、本公社の存続 の可否について行議したいと考えています。	令和5年度	令和5年11月頃に臨時の那覇市土地開発公社理 事会を開催予定です。 現在の社会情勢、重港問題等状況の変化を検証 するをため理事会を開催し、那覇市土地開発公社の 存続の可否を判断いたします。	取組中
63	保健総務課	50 150	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○事業に関する自己評価について改善の余地 がある 令和3年度事業年報等報告書等を閲覧 したところ、項目別評価は記載されているが、「様 式11-2」年度評価 総合評価の2. 法入全 体に対する評価の記載が薄く、令和3年度の業務 実績が羅列されているだけで、全体評価の結果 が記載されていなかった。 項目別評価のみを掲載し全体評価を実施しな ければ、木を見て鼻を鼻を鼻の状態となっていま い、地方独立行政法人法第28条第2項の趣旨に 合致した自己評価は実施できないと考える しなかつた。那覇市立病院は、地方独立行政 法人法第28条第2項に基づき、全体評価も実施 すべきである。	要	事業の自己評価について、どのように評価し記載 するが検討いたします	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

票 置 措 善 監 査 改 部 外 (分 告 報 度 年 4 和 令)

ID	所 属 部 署	頁 番 号	指 摘 事 項 区 分	指 摘 事 項 又 は 意 見 の 内 容	改 善 の 必 要 性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分
64	保 健 総 務 課	51 150	意 見	<p>【地方独立行政法人 那覇市立病院】</p> <p>○人事評価を反映した給与等の検討 現状、那覇市立病院において人事評価制度が導入されているが、人事評価の結果が、給与金額に反映されているわけではないことであつた。</p> <p>人事評価の結果を、給与や昇進に反映することで、給与や昇進の公正性・客観性が向上する可能性がある。職員のモチベーション向上にも繋がる可能性がある。</p> <p>また、総務省によれば、地方独立行政法人制度の基本理念の1つとして、「業績主導の人事管理（職員の業績を反映した給与の給与の仕組みを確立）が挙げられているため、人事評価の結果を給与や昇進に反映させることは、地方独立行政法人制度の趣旨にも合致する。</p> <p>したがって、中長期的には、人事評価の結果を職員の給与や昇進に反映させることを検討することが望ましい。</p>	要	—	令和5年度	<p>実施日及び実施内容</p> <p>令和4年度に人事管理委員会にて昇任に関する事項を検討し、昇任の判断基準の1項目に人事評価の結果を設定しました。</p> <p>令和5年度は、人事評価の実施前に、各所属長へ昇任の判断基準の1つとして、人事評価の結果を取のり入れた事をアナウンスし、人事評価の結果を昇任に反映する仕組みを構築しました。</p>	整理済み

（令和4年度報告書分） 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
65	保健総務課	52 153	意見	<p>【地方独立行政法人・那覇市立病院】</p> <p>○随意契約により事業者を選定する理由が不十分</p> <p>新那覇市立病院実施設計監理業務は、一貫性確保や病院職員との信頼関係を築き上げた等の理由から、随意契約により基本設計業務の委託先を本業務の委託先としている。</p> <p>本業務を随意契約によるものであれば、基本設計業務実施者（一貫性確保や病院職員との信頼関係といった観点）だけでなく、「基本設計者と実施設計者を別にする手法（第三者「設計者」と工事監理者を別にする手法（第三者「監理」）を採用した場合のメリット及びデメリットについても随意契約理由書に記載し、これらの手法と比較衡量の上、それでも尚、基本設計業務実施者が唯一の契約締結先であることを説明する必要がある。</p>	不要	<p>基本設計の思想や調整内容を具現化させ一貫性を確保した実施設計を導くためには、契約の相手方がプロポーザルで選定した基本設計者と特定されることから、随意契約による新行の優位性・必要性について院内で確認し、理事長決裁により同基本設計の設計者と地方独立行政法人那覇市立病院契約総則第20条第1項第2号に規定する随意契約としていきます。</p> <p>同様に、実施設計の原図や調整内容を現場に反映させる必要がある場合は、監理できる者が設計者に指定されることから、当該工事の設計者と同規模に指定する随意契約としています。</p> <p>随意契約理由には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設的设计にあたっては、病院は高度かつ特殊な機能をもつ施設であり、敷地が狭狭で高低差が大きく、理病院の影響を継続しながら理地建管を行うなど、専門的な知識や経験が求められること ・基本設計図書等に具体化された設計思想及びこれらまでの経緯等を理解した上で、設計内容を詳細に具体化すること ・様々な条件により設計の再検討見直しが生じた場合等に、これまでに設計の多くの職員との協働によりつくり上げてきた施設の敷地等に一貫性を保ちながら設計作業を進めることが必須であること ・この一貫性を確保した実施設計を導くために、これらまでの様々なやりとり・経過等、基本設計段階における設計思想を含めた基本設計の内容を熟知していること ・基本設計を準備する中で病院内の多くの職員等と協働してきた信頼関係を基に、引き継ぎ設計作業を行うことができる事業者（設計者）であること ・これらのことが必要不可欠と判断した旨を記しています。 <p>同様に、監理業務においても、工事施工段階において、設計図書に基づき、工事受注者からの質疑にに対する説明、工事材料等の選定に係る検討、工事受注者との打ち合わせや設計図書を修正する説明、設計意図の伝達、その他工事に関する一切の取組を行う必要不可欠な業務であり、これらの業務の性質上、随時変化する現場の状況に応じ、迅速かつ的確に対応し、円滑な施工を確保するためには、現職状況や設計内容を熟知している事業者（設計者）であることが必要であると判断した旨を記しています。</p>	-	-	-

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
66	保健総務課	52 157	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○一般管理費の計上根拠が不明確 本委託契約における委託料(予定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費(いわゆる「一般管理費」)は人件費の42%相当として算定している。しかし、この「42%」については指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕訳、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し算定していることである。 厳密な積算は困難なことから、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	要	令和7年度那覇市立病院情情報業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、予定価格を設定します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
67	保健総務課	52 138	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○一般管理費の計上根拠が不明確 本委託契約における委託料(予定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費(いわゆる「一般管理費」)は人件費の45%相当として算定している。しかし、この「45%」については指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕訳、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し算定していることである。 厳密な積算は困難なことから、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	要	令和6年度那覇市立病院整備業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、予定価格を設定します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
68	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積りの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否判断については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。 また、同業他社への打診及び相見積りの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ていることであるが、その事実を起案書に記載されたい。 そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報(既存職員の給与水準、ハローワークの賃金等)に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せて那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。	要	● 外部委託の要否 診療報酬請求は年々業務が複雑化・高度化する とともに、医療事務員の確保が困難となつてきている 背景があります。そのため業務を労担し、専門分野 に特化させることで効率化や患者サービスの向上、 適切な診療報酬請求を図るためにも委託は必要 であることから、その方針を確認し、起案書にその旨 記載します。 ● 見積りの合わせの要否 同業他社へ打診し、得られた回答については、起 案書へ記載します。 ● 見積額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要と 数確保できるか、また教育体制が整っているかなど 質の担保も必須となり得ます。 そのため、見積り額の妥当性について、当該要素 も加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

（令和4年度報告書分） 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
69	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積合わせが実施されていない。 那覇市立病院医事業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手している。見積書の入手が1者のみとなった場合には、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要	複数見積り積りの徴収やプロポーザルの実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
70	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○期及押印時の承認手続が不十分 那覇市立病院医事業務委託契約の契約日は、委託先からの承認により、那覇市立病院における起業決裁日(令和3年5月6日)以降ではなく、4月1日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無く、期及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記載すべきである。 また、契約締結の起業は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。	要	期及押印とならぬよう業務フローを作成し、取り組みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
71	保健総務課	52 161	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び見積り積りの要否、見積り積の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否判定については、過去に実施されている事例を踏まえ、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。 また、同業他社への打診及び見積り積りの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ていることであるが、その事実を起業書に記載されたい。 そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報(既任職員の給与水準、ハローワークの情報等)に基づき積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。	要	●外部委託の要否 診察報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するとともに、24時間365日の勤務が行える医療事務員確保が困難となっている背景があります。急病センター専門に特化させ患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起業書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 同業他社へ打診し、得られた回答については、起業書へ記載します。 ●見積り積の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にもなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど見積り積も必須となります。 そのため、見積り積の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
72	保健総務課	52 162	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積合わせが実施されていない 那覇市立病院急病センター業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入力している。 見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要	複数見積りへの徴収やプロポーザルの実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をともに検証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
73	保健総務課	52 162	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○週及押印時の承認手順が不十分 那覇市立病院急病センター業務委託契約の契約日は、委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日(令和3年5月6日)以降ではなく、4月1日が契約日付となっているが、委託先の押印の理由について言及が無く、週及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記載すべきである。 また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。	要	週及押印とされないよう業務フローを作成し、取り組みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
74	保健総務課	52 163	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 電子カルテシステムは富士通Japan製であることから、その保守業務も同社に委託している。システムベンダーに保守業務を委託することについては、一定の合理性が認められると考える。一方で、直近更新時(平成27年)から時間が経過しておりシステム業界の環境も変化している可能性がある。そこで、随意契約及び委託金額の妥当性について検証方法を工夫されたい。	要	—	—	電子カルテシステム保守業務については、システム更新をしたベンダー以外の他社がシステムの全てを理解した上で保守業務をするのは困難であることから、随意契約をする理由は妥当と考えます。 なお、次期電子カルテシステム更新の翌年に保守業務を契約するため、委託金額の積算を詳細に確認します。	整理済み
75	保健総務課	52 163	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積合わせが実施されていない 電子カルテシステム保守業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入力している。 見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要	—	—	電子カルテシステム保守業務については、システム更新をしたベンダー以外の他社がシステムの全てを理解した上で保守業務をするのは困難であることから、随意契約をしており、1者見積りとなっています。 なお、次期電子カルテシステム更新の翌年に保守業務を契約するため、見積額の積算を詳細に確認します。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所属部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 臨床検査業務委託の随意契約理由について、那覇市立病院契約第20条により競争入札に過ぎないとするのみであり、同業他社への打診及び見積りもとの要否に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。同業他社への打診及び見積りもとの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。	要	—	令和5年度	外科委託業者選定については、 ①臨床検査に関する高度な専門知識 ②迅速な検体回収と結果の回答 ③個人情報に係る守秘義務の遵守 ④費用 以上の要件で検討した結果、大手二社以外の同業他社は、②について対応不可であった。 その旨を令和5年度の臨床検査業務の委託契約の起案書の随意契約理由として記載しました。	整理済み
77	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積り合わせが実施されていない 臨床検査業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1名のみから見積書を入力している。同業他社への打診及び見積りもとの要否については、同業他社へ打診し対応不可との回答を得た事実を起案書に記載し、文書として保存されたい。	要	診療報酬改訂は毎年ごとですが、大手二社で行う主な検査項目の見積り合わせをその際に実施し、価格の安い方の業者へ委託契約を行います。 次回診療報酬改訂は令和6年度ですが、大手二社及び同業他社も含め主な検査項目の見積り合わせを実施します。 又、同業他社が見積り対応不可の場合はその旨を令和6年度の臨床検査業務の委託契約の起案書に記載します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
78	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○委託料請求額のチャエック内容に改善の余地がある 検査業務委託料の請求内容のチャエックは紙のリストしか出力できないため、膨大な検査項目及び出数について、請求内容し紙のリストを詳細に照合することは非効率であり現実的ではないことから、請求書と管理システムから出力する帳票との照合は、現状実施していない。 このように実効性の低いチャエック体制では、実際の検査内容と請求書内容が異なっていることが行かない場合があるし、また、検査室と外協業者が共謀し、架空の検査項目を請求することに より不正(キックバック)の余地が生じる。 今後、検査業務委託料の増加が見込まれるならば費用対効果を検査し、システム対応すること も検討されたい。	要	—	令和5年度	検査件数は大手二社で 毎月約3200件程度あります。 近隣の急性期病院(5施設)のいずれも外協委託検査で大手二社を利用していますが、どの医療機関も詳細な照合は行っておらず、また、費用の総額を前月と比較して増減の要因を確認しているようではありません。 当院では、単価が高額な検査の請求についてチャエックしています。 検査の多くは入館中であり、出来高収入としては低く、外協委託検査照合のためのシステム開発への投資と、人件費を勘案すると費用対効果が乏しくシステム対応は難しいと思われまます。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
79	保健総務課	52 163	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 患者給食業務委託の随意契約理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積りとの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否については、過去に実施されていると思われるため、現任の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。 同業他社への打診及び相見積りとの要否については、同業他社へ打診し、対応不十分の回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。 契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報(保存職員(管理栄養士、栄養士等)の給与水準、ハローワークの情報)に基づき履歴、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。	要	●外部委託の要否 病院における給食管理は年々業務が複雑化、高度化するともに、栄養士及び調理師の確保が全国的に困難となつてきている背景があります。そのため業務を分相し、専門分野に特化させることで効率化や安全の担保を図るためにも給食管理の委託化は必要であることから、毎年度、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 毎年、同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にともなう人員が必要となるか、また教育体制が整っているかなどを確保できるか、また見積り額も必須となります。そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を令和6年度に向けて検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
80	保健総務課	52 166	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積り合わせが実施されていない。 患者給食業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入力している。 但し、見積書の入手が1者のみであった場合には、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要	複数見積りでの徴取やプロポーザルの定期開催実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
81	保健総務課	55 167	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○固定資産の減損兆候を判定していない。 那覇市立病院においては、検査費等を踏まえ令和3年度における固定資産の減損の兆候は無いと判断していたが、兆候が無いと判断した過程や理由について文書を作成していなかった。 那覇市立病院は、令和4年度以降、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準第1巻第3.2.2に記載されている項目を漏れなく検討した上で、固定資産の減損の兆候の有無を確認し、その結果を書類として保存する必要がある。	要	減損の兆候について、判断の過程や理由等を文書として作り、理事会決算報告書において財務諸表と合わせて添付します。令和6年度決算を目処に、内容等を整理検討し作成します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
83	保健総務課	53 168	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた 監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで抽出し、固定資産の現物確認を行ったところ、現物が見当たらなかった固定資産が1件存在した。 那覇市立病院は、以下の廃棄を遂行することで適切な固定資産管理を行い、固定資産管理台帳と固定資産現物の状況を一致させる必要がある。 ・固定資産の取得、売却、売却、新間移動が生じた際には、適時に固定資産管理台帳と情報を登録する。 ・定期的に固定資産の現物調査を行い、固定資産管理台帳と固定資産現物に差異が生じている場合には、差異原因を調査した上で、現物の状態に合わせて固定資産管理台帳の情報を修正する。	要	固定資産の管理と現物確認の重複性をリテリングを回避して認識し、随時現物確認を行う事で、今回のような不一致を一掃したいと考えています。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
88	保健総務課	55 170	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○たな卸差異の改善のためのアンケートが十分な御差異の原因究明及び改善案等のフィードバックが作成されていないため、たな卸資産耗費の発生を防止できていない。 そこで、以下の対応を検討されたい。 ・実地たな卸は、たな卸の単位となる各部署において前期と後期に各1回(年2回)実施している。各部署において、たな卸実施後、たな卸差異の東西究明・改善案を作成する。 ・次のたな卸において、改善状況を再度グループもしくは財務総務グループ等、担当部署とは異なる職員が確認する。 ・上記対応について、「地方独立行政法人那覇市立病院たな卸資産管理規程」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、病院内で周知徹底する。 また、今後、低価基準による廃棄が多数に生じた場合には、廃棄に応じた適切な仕入費を再検討する等、仕入事務精度の見直しを検討する必要がある。	要	【財務課年度グループ】 令和5年度より棚卸時に差異が生じた場合、棚卸(差異)報告書を各現場に提出。差異が生じた原因や今後の対応など現場サイドで主体的に改善が行えるよう書面で伝達しています。 前期すべての棚卸が終了した際に終了報告と、棚卸(差異)報告書を添付して起算する予定ですが、後期には前期に提出した報告書を元に変更の効率が判断ができます。(常に前回のアンケートハット)低価基準については、協力病院病院内に取まるよう差益管理も含め者に価格交渉時に注意しています。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
88	保健総務課	56 171	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○原価計算制度の導入検討 原価計算を実施する場合には、ネットコストがリットが生じるが、原価計算のメリットを生かして病院内の収支状況向上に繋ぐ、収支向上により獲得した資金を人材採用費や医療機器取得に充てることができる可能性があるため、原価計算制度の導入を検討されたい。	要	【薬剤科】 年2回実施しているたな卸しにおいて、たな卸差異年2回実施しているたな卸しにおいて、改善案を作成し、次の棚卸の際、参考にして実施します。また、次の棚卸において、その改善状況を財務課用度グループ職員等に確認させます。それから、これら業務内容を「地方独立行政法人那覇市立病院実地たな卸資産管理規程」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、周知徹底していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
88	保健総務課	56 171	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○入札時及び契約時の起案において、平成26年度の那覇市監査委員監査において、「入札時と契約時にそれぞれ起案すべきところ、入札時の起案しかなされていまい」との指摘があった。 現在、入札時と契約時のそれぞれで起案を実施しておかざっている。 なお、入札結果と契約時を一緒に起案しているが、むしろ効果的と考えられる。現状の取扱いが継続できるよう、那覇市立病院の内規との整合性を確認されたい。	要	改善計画又は改善が不要な理由 文書規程第16条第1号および第2号につき起案として(1)起案文書は、原則として1事業につき起案として作成すること。 (2)関係が関連を持つ事業は、努めて一括し、案1案2等として起案すること。 以上のことから、入札後から契約にかかる事業として、第16条第2号にあたることを考えるため、一括して起案することが妥当と判断します。 よって、ご指摘も踏まえ、職員に対し周知を図ります。	令和5年度	令和5年7月21日関係部署へ規程の周知及び今回指摘にあたる事項に関して一括して起案することを周知しました。	整理済み
90	企画調整課	57 174	意見	【那覇空港ビルディング株式会社】 ○出資に対する成果を測定していない 市は公金により多額の出資を行っている以上、出資の列奥及び出資を継続する必要性を検証すべきである。 また、那覇空港ビルディングは多岐的な役割を担う第三セクターとして設立された会社であり、コロナ禍前は十分な利益を計上しており、かつ、純資産も厚いため、財務的な面から言えば、コロナ禍後に業績が回復すれば完全民営化も可能であると考えられる。したがって、完全民営化も運沢政の一つに含めた第三セクターの中長期的な出口戦略についても、県とともに検討すべきである。	要	出資に対する効果についての具体的な指標(入魂顧客数等)の設定が適当か、また出資の継続に際する必要性について、第三セクターが行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見直し等を鑑み、検討してまいります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
91	企画調整課	57 175	意見	【那覇空港ビルディング株式会社】 ○監査役にはふさわしい人材が選任されているか 経団(京市職員)の監査役候補には、少なくとも平成29年度以降は、那覇市の元職員(那覇市上下水道事業管理者)が2名連続して就任している状況である。 株式会社は、企業価値を有しているが、株主は、企業価値を最大化し、また、企業業績を適正化させるために、最も適切であると考えられる役員を選任すべきである。 そのため、那覇空港ビルディングの株主である那覇市は、那覇空港ビルディングから常勤監査役の推薦依頼を受けた場合であっても、安易に推薦者を提示するのではなく、民間企業出身者を求め、よりふさわしい人材はいないのか、那覇空港ビルディング側に確認した上で、それでもなお市に推薦依頼が行われる場合にのみ推薦者を提示することが望ましい。	要	那覇空港ビルディング株式会社より、株主である本市に対して、当該会社への監査役の推薦依頼があった場合には、本市への推薦の理由等について会社側の意見を事前確認することとし、その意向も踏まえて、推薦者の提示を行います。	令和5年度	令和5年度の臨時株主総会における、監査役候補に併せて、取組中の那覇空港ビルディング株式会社に対して推薦理由等の聞き取りを行い、また、会社側からは、「監査役については、別途、民間企業者へも推薦依頼を行っており、その上で、那覇市からも推薦をお願いしたい」との回答があり、その意見も踏まえて、推薦者の提示を行いました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指権事項区分	指権事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
92	企画調整課	57 176	意見	【那覇空港ビルディング株式会社】 ○株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が起案書に記録されていない 市は、那覇空港ビルディング株主に対して、その議決権行使の意思決定が必要がある。市長に代わって○部長が代理出席して、いよいよの起案書が作成されている(賛成してよい)については、市行政手続における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議決権行使の過程について起案書に記録すべきである。	要	本市が株主とつながっている那覇空港ビルディング株式会社の株主総会に際して、市長の出席が困難で代理出席等による議決権行使をしようとする場合には、総会招集に係る起案書において、予め、各議案に対する賛否について記載し、意思決定の過程として記録を残すようにします。	令和5年度	令和5年度の定時株主総会においては、6月定例議会の日程重複のため書面による議決権行使としたが、総会招集に係る起案書(出欠等)において、各議案に対する賛否について記載を、意思決定の過程として記録・保存しました。	整理済み
93	まちなみな整備課	40 57 179	意見	【那覇新都心株式会社】 ○出資の効果及び出資目的の達成状況について検証が不十分 市は、公金である225万円を出資している以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を具体的に説明する必要がある。 具体的には、以下のような対応を検討されたい。 (既述の出資理由のうち①～②)不動産運用専門の民間業者への譲渡について、第三セクターの継続と比較検討されたい。 (既述の出資理由のうち③～⑤)市税の収入額や雇用状況などについては、他の施策の効果測定の際にも活用可能であり、個人情報保護法第への抵触で留意しつつ共有し、各施策の効果を図るべく活用できる方策を検討されたい。	要	民間業者への譲渡や第三セクターとしての継続にあたっては、総務省が指定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の内容を踏まえながら、成果指標等の結果を活用し、検討してまいります。また、出資の効果や出資目的の達成状況の検証があった場合は、どのような成果指標(市税の収入額、雇用状況など)の設定が適当なのか、検討していきます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
94	まちづくり協働推進課	58 183	意見	【協働によるまちづくり推進事業】 ○成果指標が設定されていない 事業を合理的に評価するには、事業目的に見合う成果指標を設定すべきである。 なお、本事業の目的が、すでに協働によるまちづくりを推進している市民の活動の継続を促し、点から線へ、線から面へと繋げることで協働によるまちづくりの推進を図るものであることと鑑み、必ずしも定量的な成果指標の設定に固執せずとも良いと考えらる。	要	定性的な評価指標をどう定めるか、協働によるまちづくり推進協議会との意見交換などを交えながら検討していきます。	令和5年度	令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方や行政との連携の手法について検討していきます。	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
95	まちづくり協働推進課	61 184	意見	【協働によるまちづくり推進事業】 ○コロナ禍に対処した柔軟な予算執行が必要 令和3年度の執行率は48.2%とやや低調である。 これは、コロナウイルス感染拡大防止の観点と協働大使の高齢化も相まった自衛志向の高まりから、事業運営を縮小したことによる。 当初の活動計画に無くし、環境変化に応じた迅速な事業変更を実施し、効果的な執行率向上に努められた。	要	令和4年度の予算執行率は79%と低調なっており ます。今後は、当協働会における役員会・運営委員 会などの宗議体を活用し、事業の進捗確認や計画 の見直しなどの必要性について意見交換会におい て検討していきます。なお、当協働会10周年記念誌 の発行がコロナ禍の影響により実現できませんでした が、当該記念誌が発行された場合の予算執行率は 96%と高調が見込まれております。	令和5年度	令和5年8月より意見交換会を毎月実施します。 その中で、今後の当協働会の在り方や行先との連 携の手法について検討していきます。 令和5年度につきましては、事業の見直し等の決 定を行う宗議体を役員会改め、運営委員会と し、予算執行率を90%超としています。	整理済み
97	文化振興課	58 188	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金 交付事業】 ○事業の事後の評価について改善の余地があ る 本事業の成果指標は設定されていない。 非常事態時における事業であっても、事後的 な評価・検証によって事業の効果の測る必要性 は無くならない。 効果検証シートで課題を挙げていたが、具体 的な改善案までは言及されていなかった。事後 的評価の一環として、その改善案まで検討され たい。 また、活動指標として、予算額17,597千円を目標 とし、実績額14,149千円を成果としている点 については、予算額及び実績額の根拠となる指 針については、予算額及び実績額の根拠となる指 針が定管理事業の利用料金徴収員込額のこと が保証されていることが大前提であることは言 明できない。つまり、本事業は指定管理 者制度とセットであるから、事効性ある指定管理 者モニタリングを適切に継続されたい。	要	指定管理者モニタリングを適切に継続しつつ、事業 の成果指標を設定し、事後的な評価・検証によつて 事業の効果の測れるよう改善策を検討致します。	令和5年度	本事業は令和4年度で事業終了となっているた め、今後同様の事業実施の際には指前内容に留 まり、適切な成果指標を設定するよう努めて参りま す。	整理済み
98	文化振興課 企画調整課	60 190	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金 交付事業】 ○指定管理者に対する支援金交付事業に係る 検査方法の明確化 支援交付金という名称であっても補助金と同様 に使途の適正性を確保すべき必要性に違いは ないと考えられる。支援金の金額及び使途の妥 当性の根拠を明確にするため補助金事業に係る 検査（検査調書）と同様の履歴を残されたい。 また、本事業は指定管理事業とセットであるた め、効活化の観点から指定管理事業の収支検 査調書を採用できる様式にすべきである。 しかし、那覇市における指定管理事業に關連 する規程等では、補助金事業に係る検査調書の ように検査結果を記録して残すことは要求され ていない。そのため、指定管理者の運営の適正 性確保の観点も併せた全庁的なルール改訂も 併せて検討されたい。	要	【文化振興課】 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方 法の明確化すべく改善策を検討致します。	令和5年度	本事業は令和4年度で事業終了となっているた め、今後同様の事業実施の際には指前内容に留 まり、適切な事務手続きを進めて参ります。	整理済み
				【企画調整課】 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方 法の明確化については、支援金のあり方を整理し、 指針改訂を検討いたします。			令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
99	福祉政策課	58 193	意見	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○成果指標が設定されていない、 成果指標が設定されていない、『事業の効果 測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい、事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの運用が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。	要	当事業是那覇市社会福祉協議会による地域福祉の 推進を図る活動を支援するため、その運営に對して 補助金を交付するものであり、成果指標の設定は難 しいところだが、今後、PDCAサイクルの運用に向 けてどのような成果指標を設定すべきかを検討してま いります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
102	福祉政策課	61 196	意見	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○重度心身障害者医療費等貸付事業の事業実 施主体の再検討 平成26年度那覇市包括外市監査において、重 度心身障害者医療費等貸付事業について、那 覇市社協の事業としては廃止し、那覇市が自ら 行なうなどの方法によるべきであるとの指摘がされ ていた。 この点、当該指摘に対する対応について担当 課に確認したところ、廃止の予定はないとのこと であった。 市民から高齢者が障がい者からの相談業務を 行っている社協が重度心身障害者医療費等貸 付事業を行うことは不合理的であるとはいえないと 考える。 もともと平成7年までは那覇市が同事業を行っ ていたことから、引き続き那覇市が自ら行うことは できないのかの検討は継続すべきである。	要	重度心身障害者医療費等貸付事業は、対象者の 方々の医療受診に伴う手続き等の負担軽減を目的 とするともに、国民制度上の財政的負担の問題を 解消するため実施してきた経緯があり、当該法人に よる当該貸付事業を現状のとおり継続しますが、那覇 市が自ら行うことができるかどうかについては今後検 討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
103	福祉政策課	58 198	意見	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○活動指標に改善の余地がある 民生委員児童委員の活動活動に注力すべきと ころ、新任委員勧誘のための説明会の年間開催 数なども活動指標に加えるべきである。 また、市は民生委員児童委員数や住民に對す る支援数の集計を行っているが活動指標として 掲げていない。 補助金支出の成果を測定するにあたって、民 生委員児童委員の活動成果である支援数が本 事業の重要な活動指標及び成果指標であると言 わざるを得ない。 民生委員児童委員1人あたりの負担が過重に ならないように配慮した上で、“支援数”を活動指 標及び成果指標に設定することを検討された。	要	新任民生委員勧誘のための説明会については、 現在、那覇市民生委員児童委員連合会では行っ ておりませんが、しかし、現在の民生委員の欠員率を 鑑み、那覇市民生委員児童委員連合会と協議する とともに、活動指標として設定することを検討してま いります。 また、支援数についても民生委員児童委員1人あ たりの負担が過重にならないように配慮した上で、活 動指標として設定することを検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
104	福祉政策課	58 198	意見	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○成果指標が設定されていない、 「成果指標が設定されていない」と、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの効果が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	事業の効果を検証するため成果指標の設定は有効だと考えています。どのような成果指標の設定が適切なのか検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
106	ちやーかん しゅづ課	58 203	意見	【経費老人ホーム補助金事業】 ○成果指標が設定されていない、 「成果指標が設定されていない」と、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの効果が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	—	—	那覇市経費老人ホーム補助金交付要綱に基づき、申請のあった法人に対して、条件を満たしているか確認し、実績により補助金を交付する事業のため、成果指標の設定が困難です。	整理済み
107	ちやーかん しゅづ課	59 204	意見	【経費老人ホーム補助金事業】 ○予算積算方法に改善の余地がある 平成25年度以降、予算積算額が変わらないという理由で、積算式の構成要素の数値についても平成26年度の予算内示書のままになっていた。 現状の算定方法では平成25年度の数値に基づき予算額を算定しており、令和3年度予算積算時の理屈が反映されておらず、仮に掛目を乗せずに満額の補助金を支給する場合の金額が把握できていない。 市は、直近の施設の実態を踏まえた予算積算方法を採用すべきである。	要	令和4年度より、直近の施設利用者の利用実態を踏まえて、予算積算を行っております。	—	令和4年度より、直近の施設利用者の実態を踏まえて、予算積算を行っております。	整理済み
109	環境保全課	61 213	意見	【渡湖水島、遊地センター管理運営協議会負担金事業】 ○市民に向けた事業内容の周知活動の実施 センターのコンテナについてはまたまた市民に浸透していない状態である。自然に関する知見の増強発信とあわせてセンターの機能についてもメフィアSNSで発信し、センターの存在意義を市民に知らしめるべきである。	要	ホームページやTwitterなどのSNSを通して、施設の案内やイベント情報を発信するほか、マスコット等も活用して情報を発信していきます。	令和5年度	令和5年7月発行の那覇市の広報誌において、センター実施の夏休み企画を掲載しました。10月に広報誌に掲載を予定している渡湖水島、遊地センター設立20周年の神楽記事については、TwitterなどのSNSも活用し、情報を発信いたします。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
115	商工農水課	58 222	意見	【水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナウイルス)】 ○適切な成果指標が設定されていない 成果指標は設定されておらず、適切な成果指標を設定されたい。 交付申請書によると、事業者は当該設備により干物の開架を計画していることから、例えば干物の販路拡散や干物の売上高を成果指標にすることが考えられる。干物の販売が開始されるのは、令和4年度以降になるが、令和4年度以降に事業者から情報を入力し、事後的にも長期的に効果を測定すべきである。	要	適切な成果指標の設定について、指摘事項に記載のあります干物の販路拡散等を参考に、当該設備を導入した事業者と協議し、当該事業の効果を図るのに適切な効果指標の設定を検討してまいりたいと思えます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
116	商工農水課 企画調整課	61 224	意見	【水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナウイルス)】 ○補助金適正化チェックシート作成の運用ルールについて改善の余地がある 現行の運用ルールでは、補助金適正化チェックシート(No.1)は当初予算作成時において各事業に係る実施計画算定の際で作成する運用しているが、本事業は補正予算により随時的に決定したために作成されていないかつたことである。 しかしながら、補助金適正化チェックシート(No.1)の作成目的は、実施しようとする補助事業が別冊の補助金に関するガイドラインに照らして妥当かどうかを判定することにあることから、補正予算により設定された補助事業においても作成すべきである。 したがって、同ガイドラインの運用担当責任部署である企画調整課は、補正予算により補助事業が設定された場合でも補助金適正化チェックシート(No.1)を作成する運用に変更することを検討すべきである。	要	【商工農水課】 別冊の補助金に関するガイドラインの運用担当責任部署の企画調整課と協議を行い、適切に見直しをいただきたいと考えております。	令和5年度	企画調整課による運用の見直しを確認しました。今後、補正予算編成においても補助金適正化チェックシート(No.1)を作成又は更新いたします。	整理済み
117	商工農水課	58 227	意見	【那覇商工会協所事業書助成事業】 ○成果指標が設定されていない 市は、本事業の成果指標を設定していない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出』(次年度以降の改善)といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必須になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	【企画調整課】 那覇市補助金等交付規則に基づき実施される補助事業について、補正予算を編成する場合の運用の見直しを行います。	令和5年度	令和5年6月に事務手順の見直しを行い、補助事業に関し補正予算を編成する場合は、補助金チェックシート(No.1)を作成しまたは更新することになりました。また関係職員に対し事務手順の見直しについて周知を行いました。	整理済み
					要	事業開始時に成果指標の設定はしていませんが、実施報告時に各事業が適切に実施されているかどうかを確認しております。指標があれば次年度事業開始時には改善した事業内容へ変更しております。	令和6年度	指標があれば次年度事業開始時には改善した事業内容へ変更しております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
122	商工農水課	58 234	意見	指図書事項又は意見の内容 【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○事業の事後の評価について改善の余地がある 本事業の成果指標は設定されていない。非常事態時における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果測定の必要性は高くなる。効果検証シートなどを活用し、課題の認識、及びその改善策まで検討されたい。 また、他の指定管理事業が、活動指標として予算額を目標値とし、実績額を成果としている点については参考になるが、予算額及び実績額の根拠となる指定管理事業の利用料金減収見込額とは異なる。つまり、本事業は指定管理業者モニタリングとセットであるから、実効性ある指定管理業者モニタリングを適切に継続されたい。	改善の必要性 要	事後の評価の方法については、他課における指定管理事業の事例(目標値を予算額、成果を実績額)を参考にし、適切に設定することが望ましいものでした。 今後同様の交付金事業を実施する際は、他課と情報交換を行ったうえで、適切な事後的评价が行えるよう改善してまいります。 また、毎年の指定管理業者モニタリングにより、指定管理に係る業務全体の指導・改善を継続いたします。	—	今後同様の交付金事業を実施する際は、他課と情報交換を行ったうえで、適切な事後的评价が行えるよう改善してまいります。	整理済み
123	商工農水課 企画調整課	60 235	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化 担当課においては、本事業は「補助金」と同種として判断して検査額を信託している。但し、検査内容は収入と感染予防対策費のみがチェックされており、それだけを求める調査様式になっている。 本事業は指定管理事業とセットであるため、効率化の観点から指定管理事業の取支検査調査を配用できる様式にすべきである。しかし、那覇市における指定管理事業に関する規程等では、補助金事業に係る検査額との比較検証結果を記録として残すことは要求されておらず。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せて全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。	改善の必要性 要	【商工農水課】 検査調査の作成要否、検査内容等の全庁的なルール改訂については、指定管理施設を絡括する企画調整課と協議を行い、適切に見直しをいきたいと考えております。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
124	観光課	58 238	意見	【NAHAマラソンコロナ対策支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある NAHAマラソンの経済効果という観点から言えば、大会再開時には県外からの参加者が多い方が望ましい。そのため、オンラインマラソンも、県外居住者に参加してもらい、県外居住者にNAHAマラソンの存在をアピールしておくことが重要であると考えます。 したがって、成果指標として、単にオンラインマラソンの参加人数とするだけではなく、参加人数のうち、県外居住者についても成果指標に加えるべきであった。	改善の必要性 要	【企画調整課】 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化については、支援金のあり方を整理し、指図書改訂を検討いたします。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					改善の必要性 要	—	—	オンラインマラソンは、コロナの影響により、リアル大会の代替として実施していたため、今後開催する予定はありません。また、今後リアル大会を開催するにあたっては、例年と変わらず県内外・海外を問わず広く参加者を募っており、引き続き県外居住者に対してはNAHAマラソンの情報を発信し、より多くの参加者を集められるよう努めます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
125	都市計画課	58 242	意見	<p>【沖縄都市モノレールインフラ外整備事業建設補助金】 ○事業完了後における成果指標の達成度測定が必要 本事業の完了予定は令和7年度のため、現時点においては成果指標の達成状況は検討できない。事業が完了し3面化が実現した後に、成果指標である3面化による利用者数の増加及び遊歩機稼働の達成状況についてモニタリングすることで、本事業の効果を適切に測定されたい。</p>	要	成果指標の達成状況については、事業完了後におけるモニタリングにより、効果を測定することを検討します。	令和5年度	成果指標の達成状況について、事業完了後となる令和8年度以降にモニタリングを実施し、効果を測定します。	整理済み
126	生涯学習課	58 245	意見	<p>【那覇市青英会運営補助金】 ○成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分 事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの構築が必要となるため、適切な成果指標を設定する必要がある。 貸与人数は活動指標のみならず、那覇市青英会における事業の成果を表す指標でもあると考えられる。したがって、貸与人数又は新規貸与人数を成果指標に設定することを検討すべきである。 その上で、平成24年度をピークに貸与人数が減少している事業を勘定して本事業を適切に評価し、評価結果を、次年度以降の補助金予算額を決定する際に活用されたい。</p>	要	那覇市青英会および当該にて協議した結果、事業評価における成果指標として、制度職員や適正な運営に努めることな指標設定について令和6年度の国の奨学金事業の改正の動向等を確認しながら検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
127	生涯学習課	60 246	意見	<p>【那覇市青英会運営補助金】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない 本事業における那覇市青英会補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「毎年度の予算の範囲内で定める額とする」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていない。 本事業においては、補助率の上限を概ね1/2に設定した上で補助金額を決定する運用としているため、現時点では算定上大きな問題は生じていないものの、那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率の上限を明記する措置を検討されたい。</p>	要	上位指針である「那覇市の補助金に関するガイドライン」に基づいて那覇市青英会へ補助金を交付しているため、企画調整等の関係部署との意向を確認しながら、明記する措置を検討したいと考えております。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
129	ちやーかん じゅう課	58 249	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分 成果指標が設定されていないと、『事業の効果判定』や『事業実施上の課題抽出』が年度以降に実施しづらい、いわゆるPDCAサイクルを適切に構築することが難しい、事業を効果的に実施するに際しては、PDCAサイクルの構築が適切に実施するには、適切な成果指標を設定する必要がある。 要	要	令和6年度より、(公社)沖縄県シルバー人材センター連合を通して、(公社)全国シルバー人材センター事業協会から、シルバー人材センターの向上を目的として、IPDCAサイクルを導入し、継続的な改善及び改善の向上を図る取り組みを行うこととして下記項目について目標管理を行う計画が通達されたため、当該センターにおいても同項目を成果指標として設定します。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 3.退会抑制策 ○派遣事業従事人員 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増	令和6年度	実施日： 令和5年4月1日 ・実施内容： 下記のとおり、成果指標を設定し、継続的な改善及び業績の向上を図る取組を行っているところ。○会員数(会員拡大) ・女性会員の活動強化 ・入会説明会の工夫 2.入会説明会の工夫 ・窓口での個別説明 3.退会抑制策 ○派遣事業従事人員 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増 ・未実施	取組中
130	ちやーかん じゅう課	47 59 250	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○補助金予算精算時における団体の資金約余の無償検証 那覇市シルバー人材センターにおいては、5期連続で一般正味財産増減額がプラスとなっており、令和5年度においては当期一般正味財産増減額が17,330千円と多額に生じている。市は、補助金交付額の予算精算にあたり、国からの補助金内示額のみならず、那覇市シルバー人材センターの過年度の収支状況や補助金交付対象年度の収支見込み額、また、余裕資金額の有無等についても考慮した上で、真に必要な補助金額を予算として精算すべきであり、運営補助金の過剰な交付を防ぐ必要がある。 要	要	令和2年度の当期一般正味財産の17,330千円増額については、現在シルバー人材センターが計画を立て、解消に努めているところ。市は、他市の補助金交付額の予算精算にあたっては、国や必要補助金額を予算として精算し、運営補助金の過剰な交付とされないよう努めます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
131	ちやーかん じゅう課	60 251	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない 本事業における那覇市高齢者就業機会確保事業等補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「毎会計年度の予算の範囲内において定めるものとする。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていない。 那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率上限を明記する措置を検討されたい。	要	市の補助金の算定基準について、国や他市町村の補助金算定基準などを参考に、補助金交付要綱への補助率上限の明記を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
133	ちやーかん しゅけ課	47 60 251	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○収支に余裕が生じた場合の補助金交付額の検討 令和元年度以降の3年間、那覇市シルバー人材センターの収支状況には比較的余裕があるように推察されるが、このような場合には、単に予算措置しているからという理由だけで予算措置額を交付確定額とするのではなく、補助金の決算時に法人の収支実績を確認の上、収支に余裕が生じたのであれば、予算措置額から減額して補助金を交付することを検討すべきである。そのため、補助金検査時においては、法人の収支実績を確認した上で補助金交付額を算定されたい。	要	国や他市町村の補助金算定基準なども参考に、補助金検査時において法人の収支実績を確認した上で補助金交付額を算定を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
134	保健総務課	59 255	意見	【病院事業運営費負担金】 ○運営費負担金の交付対象となる経費の範囲について改善の余地がある 取得代金の支払い時に運営費負担金が財源措置されるという点であるから、減価償却費計上時に更に財源措置する必要は無く、減価償却費計上時に財源措置してしまうと、二重に財源措置されてしまうことになってしまう。 したがって、小児医療に要する減価償却費(308,026円)及び高度医療に要する減価償却費(92,924円)のうち、運営費負担金を財源とした減価償却費である、154,013円(小児医療)及び46,462円(高度医療)については、減価償却費計上時には運営費負担金算定上の経費から除くべきである。 今後は、新病院建設に伴い多額の建物減価償却費が発生することが予想されるため、市は、上記記載内容を踏まえ、より合理的な運営費負担金算定方法を確立されたい。	要	取得代金の支払時は元金償還(借入金)に対する財源措置となっており、小児医療等に要する減価償却費は差額費用(赤字分)に対する財源措置となっており、二重の財源措置かどうか引き続き検討します。 また、拠出基準においては、各団体の歳入・歳出の差額を踏まえ算定する事となっておりますので、今後の新病院建設による那覇市立病院の収支悪化等も予測されるなか、どの様な算定方法がお互いのために良いのか、検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
135	保健総務課	60 256	意見	【病院事業運営費負担金】 ○運営費負担金の交付要綱が作成されていない 市は、那覇市立病院に対する運営費負担金の交付要綱を作成していない。これは、平成26年度の那覇市監査委員による財政援助団体等監査においても指摘されているところであり、7年以上未対応のままである。 交付要綱が作成されていない理由は、交付目的等の事項に関して定めるべき事項が存在しないという点であり、市の行政手続上問題である。したがって、市は運営費負担金の交付要綱を早急で作成すべきである。	要	運営費負担金交付要綱の作成に向けて、明確な算定方法を定めるため総務省歳出基準に掲げられた各経費の法的根拠について取合を行うところで、これを踏まえ、企画財務部と要綱制定に向け協議を開始します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
136	保健総務課	47 61 260	意見	<p>【病院事業運営費交付金(新型コロナウイルス関連)】 ○運営費交付金の交付の必要性検討が不十分 令和2年度及び令和3年度における那覇市立病院の医療収益及び医療収支比率は、コロナ禍前の平成30年度よりも悪化していたが、コロナ禍対応準備補助金等の受取により当期利益及び経常収支比率は平成30年度と比較して大幅に向上している。 市は、医療収支が厳しい那覇市立病院を支援するために緊急性を旨いとして本事業を立案したが、このような緊急性の高い事業であったとしても、那覇市立病院の資金繰りの状況等、必要最低限の事項を考慮した上で事業の必要性を検討すべきであった。</p>	要	—	—	<p>病院事業運営費交付金の必要性については、医療収支の悪化により緊急性が高いと判断したものです。 今後、新たな感染症等への対応が生じた場合、医療収支への影響や国等の補助制度の動向等も踏まえて必要性を判断していきます。</p>	整理済み
138	保健総務課	60 265	意見	<p>【救急診療事業補助金】 ○医療提供体制の十分性について市が確認していない。 那覇市立病院においては、小児救急診療の実施体制について、病院側の判断に基づき、医師2名＋看護師5名＋放射線技師1名＋検査技師1名＋薬剤師1名の合計10名体制を確保している。 市は補助金交付にあたって「補助事業の内容が適正であるかどうか」を確認する必要があると規定されているため、本補助事業の対象となる「休日又は夜間における小児救急診療」を実施する上で、既述の10名体制は医療提供体制として十分であるかについて、市においても確認することがより望ましいと考えられる。</p>	要	—	—	<p>救急医療提供体制については、市立病院の運営に対する自主性に最大限配慮しているところである。「南新医療圏病院群輪番制度」の規定に基づき、輪番日の把握やマンパワーの状況を確認し、主体的に判断し、必要に応じて、輪番日に診療が確実に実施されていることを確認していきます。</p>	整理済み
139	道路管理課	61 268	意見	<p>【沖縄都市モノレール自由通院の雑種管理業務委託】 ○成果指標が設定されていない。 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・改善年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が不可欠になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。</p>	要	—	—	<p>本業務は、成果指標の設定が困難な業務であるが、施設を良好な状態に保つため、法令等に基づく点検、清掃などを実施し、昇降機等の長期停止の未然防止を図ることを目標に業務を進めております。 なお、他の道路管理課も年4回の総会及び必要に応じて事業の課題抽出や改善方法の検討など、今後の大規模な施設の更新や長寿命化に向けた意見交換や情報共有を図っており、目標達成に向けて取り組んでおります。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
140	道路管理課	62 269	意見	<p>【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】</p> <p>○委託金額決定時に入手する見積書の内容に改善の余地がある</p> <p>委託金額の決定にあたり、市が沖縄都市モノレール側から入手している見積書は、委託業務の見積額総額が記載されているだけで、委託業務を構成する個々の業務ごとの見積額内訳は記載されていないかった。</p> <p>見積書入手にあたっては、見積額内訳も合わせて入手することを確認された。また、個々の業務ごとの見積額の根拠資料として、個々の業務に関する再委託先からの見積書も入手することが望ましい。</p>	要	—	令和5年度	<p>見積書入手にあたり、見積額内訳書と共に再委託先からの見積書を徴取致しました。</p>	整理済み
142	道路管理課	64 270	意見	<p>【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】</p> <p>○委託費に係る根拠資料の入手が不十分</p> <p>一部の再委託業務について、再委託先との契約書や請求書は保存されており、再委託先から沖縄都市モノレール側に提出された見積書が保存されているだけであった。</p> <p>この点、再委託先からの見積書のみでは、実際に沖縄都市モノレール側が業務を再委託したこと証明できず、検査資料として不十分である。したがって、全ての再委託契約書のコピーを入手し、ファイルに保存すべきである。</p> <p>また、現状、市は費用額の妥当性検証において再委託先との業務委託契約書と照合しているが、契約書だけでは、実際に再委託先に対する委託費用が発生したかどうかを証明できない。したがって、市は、契約書のみでなく、再委託先からの請求書についても精算報告書に添付させ、その内容を検査することが望ましい。</p>	要	再委託先との契約書については、今年度の業務より早しを添付するよう改善します。また、精算書においても、再委託先への支払い等に係る書類も添付するよう改善いたします。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
143	道路管理課	64 270	意見	<p>【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】</p> <p>○精算報告書の提出時期について再検討の余地がある</p> <p>令和3年度の本業務の委託期間は、令和3年4月14日から令和4年3月31日までとなっている。一方、本業務の精算報告書は令和4年3月31日付けで市に提出されていることから、委託業務完了から精算報告書作成までの期間が非常に短くなってきている状況が伺える。</p> <p>委託事業者である沖縄都市モノレール側における精算報告書作成時間を確保するためにも、精算報告書の提出期限を4月上旬にする必要性がなくはないかと検討されたい。</p>	不要	ご意見をいただき、4月上旬での検査を検討いたしました。地方自治法施行令において、原則として当該業務の属する会計年度内で完了検査を行う。又は事務を行う上での定められていることから、年度末(3月31日)での検査を行う必要がなくなります。(参考:地方自治法施行令第143条)	—	—	—

（令和4年度報告書分）外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
144	道徳管理課	64 271	意見	【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】 ○仕様書に記載されていない業務が委託されている 業務委託契約を構成する業務のうち、施工管理業務（エレベーター、エスカレーター、現場技術管理業務）が仕様書に記載されていないかつ、担当課に質問したところ、記載が漏れていたことである。 仕様書は、市が委託したい業務の概要を委託候補者に示すために作成する書類であるから、委託候補者に委託業務内容を正しく理解してもらうためにも、施工管理業務についても仕様書に記載すべきである。	要	—	令和5年度	「令和5年度沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託」において、仕様書と施工管理業務を明記するなど、必要事項を追記し改善しております。	整理済み
145	企画調整課	64 275	意見	【取巻市制100周年記念出陣都市モノレール（ゆいレール）ラッピング車両運行等業務】 ○履行状況に関する検査方法に改善の余地がある 委託先から提出された業務完了報告書の入手をもつて履行確認とし、「検査調書」を作成している。しかし、実際に仕様書に基づき毎日ラッピング車両が運行されていたことを確認していたため、履行確認の方法に改善の余地があった。	要	—	令和5年度	担当職員の出退勤時や外勤時に走行中のラッピング車両の目視を行っておりますが、ご提案の方法までには行っておりませんでした。今後同様の事業を行う場合は、ご提案の方法も含め検討し、対応して参りたいと考えております。	整理済み
146	公園管理課	61 278	意見	【取巻市公園維持管理業務委託】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないこと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの運用が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	公園の維持管理を効率的、効果的に推進するため、本業務委託が、公園利用者等にとって快適な公園環境の確保に資しているか、公園利用者アンケートを行う等、検証方法を検討し、適切な成果指標を設定します。	令和6年度	今年度は公園利用者等へのアンケートによる検証内容や検証方法の検討を行います。	取組中
148	秘書広報課	61 282	意見	【広域な市民の友「配布業務委託」】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないこと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの運用が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	—	令和5年度	改善策について、成果目標の設定については、今後は過去5年間の問い合わせ件数を平均値約150件を1年間の問い合わせ件数100件/年以内とする等の成果目標を定め、業務改善を図ってまいります。	整理済み
149	クリーン推進課	61 286	意見	【スプリング入りマットレス等解体業務委託】 ○活動指標が設定されていない 本業務の必要性及び本業務の従事人数の妥当性を継続的に検証するために、活動指標と併せて、解体したマットレスの台数を把握し、業務の課題感を把握しておくことは有用であると考えられるため、検討された。	要	スプリング入りマットレス等解体業務委託において、解体したマットレスの台数を事業開始年度である平成28年度より集計しデータ化しているところであります。	—	ご指摘いただきましたように、活動指標を把握するため、引き続きマットレス等の解体台数の把握に努めてまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
150	クリーン推進課	62 286	意見	【スプリング入りマントレス等解体業務委託】 ○より合理的な委託料積算方法の検討 シルバークリーンセンター以外の事業者から見積書を入力する等して、「マントレス1個解体あたり作業単価」×「見込み年間解体数」による委託料見積額を算定の上、現状の委託料見積額の妥当性を検証すべきである。	要	地方自治法施行令第107条の2第3号に基づきシルバークリーンセンターと随意契約を結んでいるところであるが、今後は、他社から当該業務委託内容に属する見積書を積算することで「マントレス1個解体あたり作業単価」及び「見込み年間解体数」を推計することにより、シルバークリーンセンターからの見積額の妥当性を検証するよう努めます。	令和6年度	令和6年度の業務委託に係る手続きにおいて取り組む予定をしております。	取組中
151	クリーン推進課	62 287	意見	【スプリング入りマントレス等解体業務委託】 ○随意契約の契約内容が公開されていない 市のHP上で本契約の契約後の情報(契約者の名称、契約理由、等)が記載されていない この点、担当課によれば、「契約時において、メールにて取寄せ報酬にHP掲載依頼を行い、HP上で正しく掲載されていることを確認した」とのことであるため、その後、どこかのタイムラグでウェブサイトに不具合が生じ記載が消えてしまった可能性があると考えられる。 市は、那覇市契約規則第21条に依り、随意契約に関する情報を速やかにHP上で公表する必要があるのであるため、随意契約情報の記載が消えてしまった理由を調査の上、再発防止に努めるべきである。	要	随意契約の契約内容が公開されていなかったことに関して、システム的な不具合により情報が消えてしまった可能性があるが、システムにおける不具合の特定には至っておりませんが、事業掲載後は定期的にHP上での掲載されたページの確認をすることで、適切な契約内容の公開に取り組んでいきます。	令和5年度	令和5年度における随意契約の契約内容の公開に関しては、契約内容が公開されていることを確認した後、そのページ画面を画像保存することで契約内容の公開を確認しました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
152	ちやーかん しゅげ課	61 290	意見	<p>【那覇市建設選定競争入札における介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○成果指標が設定されていない ○成果指標が設定されていない ○『事業の効果を測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの効果が適切になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。 また、講座を充実したものにするために講座受講生に対し講座の満足度アンケートを行い、満足したものの割合を成果指標にすることも検討されたい。</p>	要	令和5年度は介護予防講座の開催は、月3回以上の開催を目標とする。また、1回あたり5人以上の参加となるよう指標を設け、成果指標を設定しました。	令和5年度	左記の改善計画内容を契約書等に明記しました。	整理済み
153	ちやーかん しゅげ課 財政課	62 291	意見	<p>【那覇市建設選定競争入札における介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○事務費算定ルールが不明確 委託料の積算にあたっては、市の要求水準を充たすために必要な金額を計上すべきところ、相模が曖昧な項目は極力排除することが求められる。 そのため、一般管理費については、主に業務委託先の内規に沿うのではなく、市内部において客観的に合理的な積算を可能とする新たなルール(積算根拠)を明確化されたい。 なお、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、新課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、新課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。</p>	要	【ちやーかんしゅげ課】 事務費算定について、他部署の委託に係る算定ルール等も趣みながら今後とも検討していきます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
			要	【財政課】 他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人員費等にかける経費について、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。			令和5年度		整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
156	ちやーかんしゅけ	63 293	意見	【那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域外委託先の子供支援事業】 ○再委託禁止条項が委託先の業務実施形態と重複がある 委託契約書第13条に、「乙は委託事業を自ら実施するものとし、他のものに再委託することができない」との規定がある。(再委託禁止規定)が不明なため、シムバー人材センター(会員)に委託(請負)した上で事業を実施しており、形態上はシムバー人材センターから会員への再委託に該当するものと考えられることから、委託契約書第13条の規定内容と実態に齟齬が生じている状況である。 再委託を原則禁止するにしても、委託契約書第13条の文言に「ただし、市が認めたものは除く。」等の規定修正をすべきである。	要	今年度契約における指摘事項については、契約書へ「ただし、市が認めたものは除く。」と追加しました。	令和5年度	左記の改善計画内容を契約書等に明記しました。	整理済み
157	健康増進課	62 296	意見	【がん検診・肝炎ウイルス検診(個別・集団検診)業務】 ○受診状況の分析及びフィードバックについて 本検診業務の目的に照らし、受診者数、受診率について、予定(対象職員数)と実績(受診者数)の差異を分析し、未受診者についてはその理由と改善策についてフィードバックすることを検討された。	要	令和4年度に、一部の対象者に対して、インタビュー形式で検診を受診しない理由を確認しました。例年、未受診者に対して受診勧奨はがきを送付していますが、インタビューで得た気づきをがきのレアウトに反映し、受診につながるような勧奨に努めます。	令和5年度	子官頭がん無料クーポン対象者に対して、未受診者への勧奨はがきをレアウトを2通り作成し、はがき送付後の受診動向を確認します。その結果、効果のあった方を採用し、今後のはがきレアウトに生かすとともに、引き続き受診につながる勧奨に努めます。	取組中
158	健康増進課	62 297	意見	【がん検診・肝炎ウイルス検診(個別・集団検診)業務】 ○予定価格決定の経緯に関する記録がない 予定価格決定の経緯が記録(起算書等)として残っていないため、予定価格の妥当性に疑義が生ずる。 予定価格決定の経緯は記録として残された。予定価格の妥当性の根拠になることはもとより、本件の予定価格決定の方法は、担当者のノウハウとして蓄積し参考されるべきものと考えられる。	要	建築業務委託契約に係る予定価格については、那覇市発約規則第22条第3項の規定により、執行予定の金額をもって予定価格としています。ご意見のとおり、執行予定の金額を算出するための委託料単価についての記録がありませんでした。令和5年度委託契約については、委託料単価の決定の方法について記録を残します。	令和5年度	委託料単価の決定方法については、適切に記録し、決裁文書として残しました。	整理済み
159	健康増進課	62 301	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務】 ○事業の事後的评价について改善の余地がある 本事業の成果指標は設定されていない。 非常事態時における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果を測る必要性は無くならない。 具体的な評価方法としては、例えばワクチン接種回数や接種割合に基づく評価が考えられる。また、他の事業で利用する効果検証シート等を活用し、課題の認識、その改善策まで検討されたい。	要	業務委託の評価表を作成し、令和5年秋開始接種にむけて、令和5年春開始接種の評価・検証を行います。	令和5年度	業務委託の評価表を作成し、令和5年秋開始接種にむけて、令和5年春開始接種の評価・検証を令和5年8月9日に行いました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
160	健康増進課	62 301	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業 務】 ○予定価格(医師時給)決定の経緯に関する記 録がない 那覇市医師会との調整に基づき決定された時 給12,500円という金額は、「那覇市新型コロナウイルス ワクチン集団接種に従事する医師等の報 償費に関する要綱」において記載されているもの の、本件予定価格(医師時給)を決定した経緯を 確認できる資料(起案書など)がないため、予定 価格の妥当性に疑念が生ずる。一方で公金を財源とし、 緊急を要する状況であったことには十分理解でき る。一方で公金を財源とする以上、那覇市医師 会から時給算定の根拠等を徴求し、妥当と判断 した経緯を記録として残されたい。	要	新型コロナウイルスワクチン接種については、初め て使用される新しい製造方法で製造されたワクチン であったこと、また、ほぼ全市民を対象とす、これま でにない大規模で緊急時の接種として始まり、 本市においては、当該接種に際し、那覇市医師会と 協議を行い、安定的な医師確保に努めていること です。今後につきましては、算定の根拠や判断経緯 について丁寧な記録に努めてまいります。	令和5年度	当該集団接種に係る医師への報償費について は、那覇市医師会との協議を行った上で、那覇市 新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事する 医師等の報償費に関する要綱を、令和3年4月23 日に企画財務部政合協議の後、健康部長決裁を経 て制定しております。今後につきましては、算定の 根拠や判断経緯について丁寧な記録に努めてま いります。	整理済み
161	健康増進課	63 302	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業 務】 ○随意契約における見積合わせ不要とした根拠 が不明確 本委託契約において、那覇市契約規則第23条 第2項第4号「市県が見積書を徴する必要がない と認めるとき」に該当することの判断により、那覇市 立病院からのみ見積書を徴求している。 同条第2項第4号に該当することの根拠として、 かつ、随意契約の妥当性を確保するため、各医 療機関との調整の経緯を記録として残されたい。	要	市が運営する集団接種会場においては、日々多く の医師の配置が必要であり、より安定的な医師の配 置を目指すため、一部の集団接種会場における医 師業務について、那覇市立病院をはじめ、市内の5 箇所を病院に対して、文書による協力依頼を行って まいります。	令和5年度	令和5年秋開始接種について、那覇市立病院を はじめ、市内の5箇所の病院に対して、文書による 集団接種医師業務の協力依頼を令和5年7月24日 付けで行いました。	整理済み
162	健康増進課	63 303	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業 務】 ○見積書の様式について改善の余地がある 見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記 載が無い場合、見積書の発行者日から契約 締結までの期間が経過すると以下のよう不利 が生ずると考えられる。 委託先については、経済環境が変化しても当初 の見積額に拘束され、取引関係上、不利に扱わ れるおそれがあること。 那覇市については、起案決裁日が見積書の実 際発行日から経過した場合は、委託先が当初見 積額で受託できないおそれがあり、非効率となる こと。 このよう不利を防止するため、見積書は 「発行日付」、「見積有効期限」を記載する様式 にし、かつ記載を必須とされたい。なお、見積有 効期限については、過度に委託側補償を拘束 することなく、社会通念上合理的と認められる契 約有効期間に設定されたい。	要	令和5年秋開始接種より取得する見積書について は、「発行日付」と「見積有効期限」を必須とし、 ます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
163	健康増進課	62 306	意見	【新型コロナワクチン接種に係る基本型医療機関業務】 ○事業の事後の評価について改善の余地がある 本事業の成果は指標は設定されていないが、非常事態時における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果を測る必要性は無くならない。 他の事業で利用する効果検証シートなどを活用し、課題の認識、その改善策まで検討された。	要	業務委託の評価表を作成し、今後の改善につなげるため、令和4年度業務委託の評価・検証を行いました。	令和5年度	業務委託の評価表を作成し、今後の改善につなげるため、令和4年度業務委託の評価・検証を令和5年8月9日に行いました。	整理済み
164	人事課	62 310	意見	【那覇市職員定期健康診断業務】 ○定期健康診断の受診状況の分析及びフィードバック 現状の取組みに加えて、定期健康診断の目的(職員の健康配慮、労働安全衛生法66条健康診断義務)に照らし、受診者数、受診率について、予定(対象職員数)と実績(受診者数)の差異を分析し、未受診理由とその改善についてフィードバックすることを検討されたい。	要	受診し(や)ない環境を更に整えるため、受診可能な医療機関を増やすことについて検討します。 また、業務繁忙のため未受診となることあるため、その対応について検討します。	令和5年度	年度当初において、令和5年度の契約医療機関を前年度より2か所増やし(合計8か所)、前年度の未受診者については、個別に理由を確認のうえ、受診勧奨を行いました。 また、7月26日付で各所属長に通知を行い、所属職員が業務繁忙を理由に未受診となることがないよう周知を図りました。	整理済み
165	人事課	63 311	意見	【那覇市職員定期健康診断業務】 ○見積書の様式について改善の余地がある 見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い場合、見積書の承認発行日から契約締結までの期間が重複すると以下のような不利益が生ずると考えられる。 ・委託先については、経済環境が変化しても当初の見積額に拘束され、取引関係上、不利に扱われるおそれがあること。 ・那覇市については、起案決裁日が見積書の承認発行日から乖離した場合に、委託先が当初見積額で受託できないおそれがあり、非効率となること。 このような不利益を防止するため、見積書は「発行日付」、「見積有効期限」を記載する様式にし、かつ記載を必須とされたい。なお、見積有効期限については、過度に委託候補先を拘束することなく、社会通念上合理性の認められる契約締結期間に設定されたい。	要	見積書の様式について、「発行日付」と「見積有効期限」を盛り、記載も必須にすることとします。	令和5年度	令和5年度より徴収する見積書については「発行日付」と「見積有効期限」を必須とします。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
166	商工農水課 企画調整課	65 315	意見	【那覇市ぶんかデンプラス経営管理運営事業】 ○指定管理事業に係る検査方法について明確化が必要 検査履歴は、指定管理者の運営の適正性確保に資するだけでなく、指定管理事業の管理/ノウハウが伝わることから蓄積すべきである。具体的には、検査手順の内容、発見事項と対応内容を簡潔に文書化しておくことが望ましい。全庁的なメール改訂も併せて検討されたい。 本事業においても、チェック手順の好事例が発見されているため、このようなチェック手順をマニュアル化しノウハウとして引き継がれたい。	要	【商工農水課】 全庁的なメール改訂については、指定管理施設を絡める企画調整課と協議を行い、適切に検討してまいりたいと思います。 【企画調整課】 指定管理事業に係る検査方法の明確化について、他市事例を調査・研究し、指針改訂を検討いたします。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
167	商工農水課	65 317	意見	【那覇市ぶんかデンプラス経営管理運営事業】 ○一般管理費の計上根拠が不明確 曖昧な計上を容認することは指定管理事業に係る市への返納額(収支余剰額の1/2)を不当に減額するおそれがあるため、厳密な積算が困難だからこそ、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。 令和2年度の一般管理費として本部人件費の10%としているのは、『委託事業費処理マニュアル』(経済産業省)を参考にしたことであるが、本部人件費及び本部経費も自社の業務と区別することは困難であるため、いわゆる「一般管理費」として一括計上されたい。	要	指定管理事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについては、一般管理費(事業費の10%以内等)としての計上を検討してまいりたいと思います。また、事後的に一般管理費を認められないよう、事業計画書等にて事前に総算として計上していただくように整理したいと思います。	—	今後、一般管理費(事業費の10%以内等)としての計上を検討してまいりたいと思います。	整理済み
168	商工農水課	65 317	意見	【那覇市ぶんかデンプラス経営管理運営事業】 ○モニタリングの内容について改善の余地がある 本事業に係る成果指標を設定していないことと相俟って、令和3年度の評価結果を「良好」とした根拠が曖昧であり、目標値と実績値の比較による評価が不十分で、PDCAが機能しているとは言えない。 効果的なPDCAを実施するには、那覇市と指定管理者が連携して算定した収支計画を成果指標(KPI)として設定すべきである。そのうえで、運営費集約の変化と必要に応じて計画を修正すること、そして、収支実績との差額を分析し、改善案を算定し、次年度以降の事業に活かしていくというサイクルを基本動作として構築すべきである。	要	成果指標については、施設利用者数、利用料金収入額等を基に適切に設定したいと思います。また、令和6年度の事業計画書(指定管理者が作成・提出)につきましても、成果指標が適切であるか見直しを行い、必要に応じて成果指標の再設定を進めてまいります。	令和6年度	令和5年7月に指定管理者と成果指標の設定について相談し、令和5年度事業計画書における成果指標の見直しに向けた調整を進めております。	整理済み

票 置 措 善 改 査 監 部 外 (分 告 報 度 年 4 和 令)

ID	所 管 部 署	頁 番 号	指 導 事 項 区 分	指 導 事 項 又 は 意 見 の 内 容	改 善 の 必 要 性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分
169	商工農水課	63 318	意見	【那覇市ぶんかテンプルズ館管理運営事業】 ○指定管理施設における備品の管理状況に改善の余地がある 備品については台帳が整備されているが、状態が「不明」とされているものが21件、総額1,036千円あった。 今後の現物検査等においては関連規定に基づき適切に対処されたい。 また、現状の現物検査方法では、台帳に計上された備品の実在性の検証になるが、網羅性の検証にはならぬ。そこで、検査対象を事前に通知するだけでなく、施設内でランダムに指定した備品が台帳に計上されているかという方法も実施されたい。	要	状態が「不明」の備品については、使用可又は使用不可の現地確認を行ったうえで、関連規定に基づき備品台帳を整備いたします。 また、現物検査(定期監査等)につきましては、本市の監査委員事務局が所管となりますので、本意見を伝えてまわりたいと思っております。	令和5年度	現地確認を行ったうえで、関連規定に基づき備品台帳を整備いたします。	整理済み
170	福祉政策課	64 322	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○成果指標が設定されていない 測定『改訂事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	事業の効果を検証するため成果指標の設定は有効だと考えています。どのような成果指標の設定が適切なのか検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
171	福祉政策課	64 328	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPIを意識したものにすべきである。 大項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て5になるようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックポイントは、大項目の結果の原因分析につながるような内容にすべきである。	要	モニタリングシートの項目及びチェックポイントは変更ができませんが、成果指標の設定を含め、分かり易い評価内容となるよう適切に対応してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
172	福祉政策課	65 328	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○モニタリングに当たり当該評価に至った理由の記載が不十分 モニタリングシートの各チェックポイントの評価は「適・不適」もしくは「4段階(5)」「3」「1」「0」の4段階で、5の評価が最も良い。)に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合に何故5でなく3なのかコメント欄の記載から判断しづらい。 モニタリングを行う際には結論のみならず、結論(評価)に至った理由も、第三者から見て分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。	要	当該評価に至った理由が分かり易いコメントの記載に努めてまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
176	ちやーがん じゅう課	64 341	意見	<p>【老人福祉センター管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPIを意識したものにすべきである。 本項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て5になるようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックポイントは、本項目の結果の原因分析に基づいた内容にすべきである。</p>	要	モニタリングの手チェックポイントは、成果指標を意識したものにし、小項目のチェックポイントは本項目の結果の原因分析に基づいた内容にするよう検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
177	ちやーがん じゅう課	65 341	意見	<p>【老人福祉センター管理運営事業】 ○モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分 モニタリングシートの名チェックポイントの評価は「適・不適」もしくは概ね4段階(5・3・1・0)で、5の評価が最も多い。)に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合に向か5でなく3なのか理由不明の部分が多くコメント欄の記載から判断できない。 モニタリングを行う際には結論のみならず、結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載する必要があります。</p>	要	モニタリングを行う際には結論のみならず、当該結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載する必要があります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
178	こども教育係 青根	64 345	意見	<p>【児童館管理運営事業】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていない、『事業の効果判定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの効果が明確になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。 本事業の目的は、児童館を市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として維持することである。そして、施設の利用人数が多ければ上記の活動拠点として地域に浸透しているといえることから施設の利用人数を成果指標とすべきである。</p>	要	利用者見込数を成果指標として位置付けることとします。	令和5年度	利用者見込数については前年度の実績に人口増減の見込みを考慮して算定します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
179	子ども教育係 青課	65 347	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>【児童館管理運営事業】 ○経路費の算定ルールが不明確 本指定管理事業においても、抽出・特定が困難な経費が発生する可能性があるため、経路費の必要性は必ずしも否定されるものではなく、計上は可能と考える。 一方で、暗黙の計上を容認することは指定管理事業に係る許容の返納額(即存金額)の1/2を不当に換算するおそれがあるため、厳密な経路費が困難なことから、合理的な報親となる指針を設定すべきである。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由 経路費の計上について、改善方法を検討いたします。	—	「委託事業事務処理マニュアル」(経済産業省)を参考に経路費の算定方法を検討します。	整理済み
180	子ども教育係 青課	64 351	意見	<p>【児童館管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPIを意識したものにすべきである。 本項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て5になるようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックポイントは本項目の結果の原因分析につながるような内容にすべきである。</p>	要	成果指標の達成状況を勘案しながら、小項目のチェックポイントを評価します。	令和6年度	成果指標の設定作業終了後、指定管理者へ周知の上、次年度にモニタリングを行う際に成果指標の達成状況を勘案しながら小項目のチェックポイントを評価いたします。	整理済み
181	子ども教育係 青課	65 351	意見	<p>【児童館管理運営事業】 ○モニタリングに当たり当該評価に至った理由の記載が不十分 モニタリングシートの名チェックポイントの評価は「適・不適」もしくは概ね4段階(5・3・1・0で、5の評価が最も良い)に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合に向かい5でなく3なのか理由不明の部分が多い。各項目にはコメント欄があるが、そもそもコメント欄が空欄となっている部分も多く、評価に至った理由の記載が不十分である。コメント欄に評価に至った理由を記載しておくべきである。 モニタリングを行う際には結論のみならず、結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。</p>	要	評価の過程が見えるように、評価理由も記載します。	令和5年度	評価理由を記載の上、評価作業を行ってまいります。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和3年度テーマ】
人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について

合計 (件数)		措置状況	
指摘の件数	改善の必要性	処理区分	件数
32	要	処理済み	21
		取組中(A)	8
		未措置	0
181	不要	—	3
	改善の必要性	処理区分	件数
		整理済み	114
取組中(A)		61	
		未措置	0
		—	6

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和4年度措置状況 合計 (件数)		措置状況	
指摘の件数	改善の必要性	処理区分	件数
8	要	処理済み	0
		取組中(A)	8
		未措置	0
61	不要	—	0
	改善の必要性	処理区分	件数
		整理済み	39
取組中(A)		22	
		未措置	0
		—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和3年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「-」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがこれから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「-」が記載されます。また、改善すべきとされているものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの 第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
84	こども政策課	80 204	指摘事項	<p>【児童クラブ運営補助金】 ○実績報告書の提出時期について 令和2年度の実績報告書の提出期間については、仮決算による実績報告書を令和3年3月1日～3月19日、本決算による実績報告書を令和3年4月1日～5月14日としていた。 現状の市の取り扱いについては、補助金交付要綱にそったものになっていないと言わざるを得ない。 現状の2段階による実績報告書の提出という方法の必要性を改めて検討いただいた上で、2段階方式を継続させるを得ないのであれば、手帳と交付要綱が乖離しないよう、補助金交付要綱の既定を改訂することを検討されたい。</p>	R4	要	児童クラブの運営は、継続的に年度末まで進捗している事業であることから、実績報告書については現状の2段階での報告を求めざるを得ない状況であります。要綱改定を含め実績報告書の事務処理の在り方について検討致します。	令和4年度	要綱に沿った実績報告に改める必要があると認識しています。実績報告書の2段階報告を解消するための能率的な提出時期、提出方法を検討します。	取組中
85	こども政策課	88 81 204	指摘事項	<p>【児童クラブ運営補助金】 ○開所時間の考え方 市は、開所時間の考え方について厚生労働省の見解を踏まえて再度整理するとともに、整理した考え方について事業者へ伝達するとともに、事業者に対し開所時間を適切に集計するような体制の構築を指導すべきである。 さらに、本事業の補助金給付に係る検査時において、開所時間について事業者からの報告のみをもって判断するのではなく、運営規定、児童集客パンフレット、支援員のタイムカード及び児童の出席簿等の関連資料を利用するなどして、開所時間が正しく算定されているかどうかについて適切に検査するための手法を確立されたい。</p>	R4 R5	要 要	開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等も踏まえて、各クラブに対し是正を求めて参ります。 実績報告書の2段階報告を解消するための能率的な提出時期、提出方法を検討します。	令和4年度 令和5年度	開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等を整理し、補助金給付にかめる検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを利用した効果的な検査手法を検討します。 (実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R4 R5	要 要	開所及び開所時間の考え方について、令和5年度までにはQ&Aを作成し、事業者へ伝達します。また補助金給付にかめる検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを用いた効果的な検査手法を検討します。	令和4年度 令和5年度	開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等を整理し、補助金給付にかめる検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを利用した効果的な検査手法を検討します。 (実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
86	こども政策課	58 81 206	指摘事項	<p>【児童クラブ運営補助金】</p> <p>○市の検査が不十分 補助事業継続報告書、補助対象経費に係る根拠資料及び市の検査調書をサンプルで閲覧したところ、以下のとおり多数の不備が発見された。現状では市の検査が十分な水準で実施されたとは言えず、那覇市補助金等交付規則第10条に基づき、継続報告に対する調査義務を十分に果たしたとは言えない。</p> <p>市は、より質の高い深慮ある検査を実施する必要がある。</p> <p>イ)資料の入手遅れがある ロ)内容が十分でない資料を入手している ハ)資料の記載誤りや資料間の不整合に気付かず、または、気が付いていたにも関わらず放置したままで、検査を完了している ニ)提出された資料の内容に疑義が生じるが、検査において疑義を解消していない。</p>	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に充てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
87	こども政策課	58 81 209	指摘事項	<p>【児童クラブ運営補助金】</p> <p>○補助金交付額が誤っている、または誤っている可能性がある 以下のとおり、補助金交付額が誤っている可能性がある状況が発見された。今回の監査でサンプル対象としなかった事業者を含め、交付額に誤りがあるかどうかについて事実確認の上、適切に対応したい。</p> <p>イ)開所時間 厚生労働省の見解と異なっている可能性があるため、開所時間の考え方について再整理した上で、長時間開設加算額を算定する必要がある。</p> <p>ロ)支援員等の配置数 条例において、支援員(又は補助員)の数については、支援の単位ごとに2人以上とすることが定められている。市は厚生労働省からの通知に基づき、感染拡大のリスクを回避するために、当面の間、児童クラブの人員配置について特別措置を認める運用を行っていた。しかしながら、サンプルで確認した児童クラブにおいて、令和2年4月～令和3年3月の運用に渡って1人配置の時間帯が普遍的に発生しているケースがあったが、市は、1人配置が運用に渡って発生することの合理的な理由について詳細に確認していない。</p> <p>ハ)長時間開設加算額(長期休暇分)の算定 長時間開設加算額(長期休暇分)の算定方法が誤っている児童クラブが存在する。</p>	R5	要	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に充てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に充てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
					R5	要	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に充てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
89	こども政策課	58 61 81 213	指摘事項	<p>【児童クラブ運営補助金】</p> <p>○補助金に係る消費税等の仕入控除額 千ども子育て支援交付金交付要綱第5条(7)において、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、別紙様式81による速やかに内閣総理大臣に報告しなければならぬ。」、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。」と規定されているが、市は補助金を給付した保育施設の運営事業者に対して、補助金に係る消費税等の仕入控除額が生じたかどうかの確認を行っている。</p> <p>事業者における消費税等の仕入控除額の発生の有無について、漏れなく正確に把握するためには、補助金に係る消費税等の仕入控除額が0円となつた法人も含めて、報告書の提出を求めることを検討されたい。</p> <p>なお、補助金に係る消費税等の仕入控除額について事業者から返還を求める必要がある点については、他の補助金給付事業においても生じ得る状況であるため、上記の取扱いについては、本事業単独ではなく、全庁的又は部課統一的に検討するべきであろう。</p>	R4	要	(こども政策課) 今後各クラブに対し、補助金に対する仕入控除額が生じたか確認を求めることについて検討します。	令和4年度	市の補助金要綱において、仕入税額控除の確認及び報告を定める内容にあらかじめあります。	取組中
181	こども政策課	58 81 377	指摘事項	<p>【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】</p> <p>○資料の内容確認が不十分 市の検査において十分に確認できていない状況とは言えず、補助金の検査義務を十分に果たしているとは言いがたい。</p> <p>市は、貴金改善額を算定し、算定額を超過することを確認するよう児童クラブ側に指導することにも、検査時においては、実際支給額を給付台帳等の根拠資料により確認することが必要である。</p>	R5	要	仕入税額控除の確認及び報告を定める内容に市の補助金要綱を改正し、事業者に周知を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務のデジタル化について関係課と調整を行います。	取組中
					R5	要	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務の自動化について、関係課と具体的な調整を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
183	こども政策課	58 82 378	指摘事項	<p>【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】</p> <p>○役員給与について 実施要綱においては、「経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならないと規定されている。しかしながら、単に役員と支援員を兼務していることのみを以って、役員給与の改善額を本事業の補助対象経費に含めている児童クラブが存在した。市は本事業の補助対象経費に含めて良いかどうかを検討しておらず、補助金の検査義務を十分に果たしているとは言えない。市は、当該役員に給与決定権が無いことを確かめる必要がある。</p>	R4	要	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	令和4年度	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	取組中
184	こども政策課	58 82 380	指摘事項	<p>【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】</p> <p>○事業者からの情報に限りがある 運営法人の代表取締役と同性の支援員が3名存在し、担当職に質問したところ、「雇用契約を継続している従業員である」との回答を得た。しかしながら、登記簿謄本を入手して確認したところ、支援員3名中2名は取締役として登記されていることが判明した。市はそのような確認を行っておらず、役員給与を補助対象経費に含めてしまっており問題である。 したがって、単に質問だけで検査を終わらせるのではなく、可能な限り資料を入手し、客観的な根拠に基づいて事業認定を行う必要がある。</p>	R4	要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事業認定を行うよう努めます。	令和4年度	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事業認定を行うよう努めます。	取組中
					R5	要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事業認定を行うよう努めます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
9	観光課	55	意見	【全般的意思】 ①観光協会の連携、役割分担 観光協会が実施する事業の中には、県やOCVBとの連携や役割分担が必要不可欠な事業が存在するため、連携し役割分担を明確にすることで、市と観光協会は最小の経費で最大の効果をあげる努力を続ける必要がある。	R4	要	観光協会実施事業について、県及びOCVBとの役割分担を今一度精査し、適切な事業執行となるよう指導していきます。	令和4年度	観光協会実施事業のうち、県及びOCVBが関わらざるを得ないもの、役割分担を明確化したうえで適切な事業執行となるよう指導を行いました。	整理済み
15	こども政策課	74 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ①成果指標が設定されていない 本事業における成果指標は設定されていない。一方で市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。	R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行なうよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標となり得るものとし、本事業を活用し、就職活動を行った者の市内保育施設への就業率の調査を行いました。保育を希望する児童が流動的のため必要な保育士数を成果指標とすることが難しい状況であり、より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、引き続き精査、検討して参ります。	取組中
16	こども政策課	77 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ①事業立案方法について 那覇市は、指導監査及び各種行政手続を通じ、国や沖縄県よりも保育現場の実情を知りうる立場にある。そのような立場を活かして、潜在保育士が勤務しない原因(課題・ニーズ)を分析・把握し、その課題を解消し、ニーズを満たす事業を主体的に立案できる体制を構築されたい。そのうえで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。	R5	要	より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、検討して参ります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
19	こども政策課	74 107	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ①成果指標に改善の余地がある 本事業は、総合計画上の施策目標である「待機児童数の削減に向けた関連事業の一つとして立案された事業であるが、本事業としての成果指標は設定されておらず、事業の効果を適切に評価しているとは言えない。事業内容に鑑みれば本事業としての成果指標は受講者の「保育士試験合格率」及び「保育士としての就職率」とすべきである。	R4	要	新たな事業を立案する際には、ニーズを満たす事業を立案できるよう、保育施設等の意向を確認するなど、その手法について検討していきます。	令和4年度	新たな事業についてニーズを満たす事業を立案できるよう、その手法について、引き続き検討して参ります。	取組中
					R5	要	新たな事業についてニーズを満たす事業を立案できるよう、その手法について、検討して参ります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行なうよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標となり得るものとし、本事業を活用し、保育士資格を取得した者の市内保育施設への就業率、保育士試験の合格率等の調査を行いました。今後はこれらの数値を指標の一つとし、事業展開を行って参ります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
20	こども政策課	77 108	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○事業の効果検証及び改善方法 前記のとおり、本事業の成果指標が強いため、PDCAは実施されておらず、結果として事業の効果検証及び改善が図られているとは言えない。そこで以下のとおり提言する。 イ) 合理的な成果指標の設定 ロ) 本事業に係るニーズ調査の実施 本事業のニーズ調査に基づく必要性、及び事業の効果を検証し、事業継続の要否も検証されたい。	R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。また、今後の事業継続の要否等については、成果指標を設定し、効果検証を図った後に、検討して参ります。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標と同等の指標を有する講師を自前で確保するが困難である等により、委託により事業を実施している状況であることを確認しました。現時点においては委託事業での実施が適切であると考えると、検討したいと考えております。	整理済み
21	こども政策課	86 110	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○委託の必要性について 委託の必要性について、例えば「那覇市が自前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果と比較するといった検討は行われていない。既述のとおり、成果指標に改善の余地があり、事業の効果が適切に評価されているとは言えない状況にあることから、事業内容及び実施方法も含めて再検討すべきである。	R4	要	保育士試験は、全額で9科目あり、それぞれの科目において一定のスキルを有する講師を自前で確保するのは困難であるため、委託により事業を実施しております。事業内容及び実施方法については、他自治体の実施方法を参考にすると、検討して参ります。	令和4年度	同様の事業を実施している県内の他市町村においても、一定のスキルを有する講師を自前で確保するのが困難である等により、委託により事業を実施している状況であることを確認しました。現時点においては委託事業での実施が適切であると考えると、検討したいと考えております。	整理済み
23	財政課	63 85 111	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 本事業の委託料に係る積算・見積資料を査閲したところ、細目不明の事務管理費300,000円が計上されていた。 委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、その計上根拠に係る根拠等はないとのことである。 一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール(積算低額)を明確化されたい。 また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、取組又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は至庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。	R4	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(積算低額)については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作成することの適否等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい米熱水料や管理部門の人件費等にかかるとの経費について、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
24	こども教育課	74 113	意見	【認可外保育施設等保育の質向上事業】 ○成果指標が設定されていない 相当額による本事業の成果指標は設定され ていないことである。 本事業の目的は、保育の質の向上を図ること にある。本事業による研修受講者数が増えれ ば、保育の質が向上するといえることから、毎年 の研修受講者数を成果指標とすべきである。ま た、研修内容が保育の質を向上させるために十 分な内容か成果を測るために、研修受講者に対 し研修の満足度を測るアンケートをとり、この満足 度の割合を成果指標とすべきである。	R4	要	令和4年度において、より多くの保育従事者が研修 受講可能となるよう実施方法をオンライン型(個別型) を基本としつつ、施設の通信環境を構築し集合型の 実施方法の見直しによる受講者数増等を構築し、成 果指標として、研修受講者目録人数の設定を検討し ます。 加えて、研修受講者にアンケートを実施し、研修の 満足度から研修の成果を測ります。なお、他事業で の満足度設定値を参考に、成果指標として満足度 目標値の設定を検討します。	令和4年度	受講者の目録人数については、過去実績を参考 に設定し、また、他事業での満足度設定値を参考 に、満足度目標値を設定することとしました。	整理済み
25	こども教育課	85 115	意見	【認可外保育施設等保育の質向上事業】 ○委託費積算の根拠となる見積書の内容が不 十分 入札時に委託業者から1,500千円の見積書が 提出されているが、研修項目ごとに500千円の単 価が書かれているだけであり、費用見積りが簡素 に過ぎる。 入札当日の参加者が当該事業者のみであり、 形式的な入札手続を経て、落札がなされている が、市は事業者に対し、落札後でも、費目ごとの 見積りの提出を求めるべきである。 また、「那覇市保育士キャリアアップ研修」の業 務委託契約書においては、経費に関する項目が ない。市は、入札時に、事業者が経費ごとの見 積りを出すように経費に関する項目を付け、経費 の費目範囲を明確にすべきである。	R4	要	今後は入札後、契約の際、費目毎の見積書によ り、経費の費用範囲を確認致します。	令和4年度	見積書については、契約時に講師料や運営人 件費、消耗品費等の内訳が示された見積りを受理 しました。	整理済み
32	財政課	63 85 121	意見	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 委託金額のうち、管理費相当分として直接事業 費に6%を乗じて算定しているが、係数として6%を 採用した根拠が不明であった。 また、本委託契約における管理費相当分とは、 委託事業費としてのおよむ一般管理費的な ものと考えられるが、那覇市では、一般管理費計 上根拠に係る規程等は無いとのことである。 そのため、一般管理費については、客観的かつ 合理的な積算を可能とする新たなルール(積 算根拠)を明確化されたい。	R4	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般 管理費の算定ルール(積算根拠)については、多種 多様な業務委託があることから、統一した算定ルー ルをなすことの適否等も含め、他市の状況も踏まえな がら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管 理費について統一した算定ルールを設けている市 はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要 な経費であるものの、当該委託業務分として経費 の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等 にかかっている経費について、便宜的に一定の率を乗じ て算定した額を計上するものです。市は多種多様 な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一 律ではないことから、全庁的に統一した基準を作 成することは困難だと考えております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
44	こども教育保健課	74 147	意見	【教育課程充実実事業】 ○成果指標に改善の余地がある 現状、本事業における各活動の当初計画(実施回数)を目標的なものとして掲げているが、研修の実施回数は活動指標にすぎない。研修の目的は保育士の教育の質を向上させることにあるため、できるだけ多くの保育士が研修に参加してもらうことを目指すべきである。したがって、職務別研修については保育士の「受講者数」及び「受講率」を成果指標とされたい。	R4	要	過去の研修受講率等を勘案し、成果指標として、研修受講者目標人数や受講率の設定を検討します。	令和4年度	成果目標として、研修受講者目標人数や受講率を設定しました。加えて、研修内容の見直しや新たな研修の追加に応じて、適宜成果目標の見直しを進めていきます。	整理済み
45	こども教育保健課	78 148	意見	【教育課程充実実事業】 ○ノウハウの引継ぎ方法について アクションプランにおける本事業の令和3年度以降の展開方針等として「教育保育の質向上を図るため、事業を継続して実施する。また、リモート研修等、受講機会創出のため、受講方法の検討を行う。」と記載されており、「受講機会創出」という点については合理的である。加えて、研修や指導に関するノウハウを蓄積する体制を構築されたい。	R4	要	ノウハウの蓄積について、研修や指導において、工夫した点や今後改善を要する事項等を示した資料を提示した資料を保管するフォルダを作成し、職員全体で情報共有する体制を構築致します。	令和4年度	研修や指導において、工夫した点や今後改善を要する事項等を示した資料を保管するフォルダを作成し、各職員の資料が確認、閲覧できるようにしました。	整理済み
55	地域保健課	74 165	意見	【妊婦健康診査実事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標は受診回数であり、受診回数(全14回)中の平均回数が11回となることを目標としている。当該成果指標の内容は、妊婦の健康の保持及び増進を図ることを目的とする本事業の成果指標として不適切とはいえない。本事業の成果をより効果的にするために、本事業の利用者の取組を促すための成果指標、すなわち、本事業を利用せず出席に至るケースを無くすための成果指標を設定すべきである。	R4	要	現在、妊婦健康診査の適正受診ができるよう、母子(親子)健康手帳交付時に保健師等が妊婦健康診査受診票の利用方法、受診時期、受診回数の説明を行っている。また、医療機関と見守りの体制について更なる強化を図るべく、産婦人科連携会議等でも情報共有・意見交換を行っている。本事業を利用せず出席に至る理由を様々な観点から把握し、妊婦及び胎児の健康等を促進するとともに、妊婦及び胎児の健康の向上を図ることであるため、未受診の理由を把握し、適切な対応を講ずる必要がある。なお、産婦人科連携会議を開催し、平均受診回数が増加していること、平均受診回数が下がらないよう周知に努めます。	令和4年度	医療機関と見守りの体制について更なる強化を図るべく、R3.11月、R4.11月の産婦人科連携会議等でも情報共有・意見交換を行っています。本事業を利用せず出席に至る理由は様々な観点から把握し、妊婦及び胎児の健康等を促進するとともに、妊婦及び胎児の健康の向上を図ることであるため、未受診の理由を把握し、適切な対応を講ずる必要がある。なお、産婦人科連携会議を開催し、平均受診回数が増加していること、平均受診回数が下がらないよう周知に努めます。	整理済み
63	こども教育保健課	75 183	意見	【地域子育て支援拠点事業(公立)】 ○成果指標に改善の余地がある コロナ禍においては、利用者数のみを成果指標とすると、事業の成果が適切に測定できなくなる可能性があるため、利用者数に加えて、電話対応を含む相談件数も成果指標に加えることを検討されたい。	R4	要	成果目標については、意見を踏まえた設定内容を検討して参ります。	令和4年度	利用者数に、電話対応を含む相談件数を加味し、成果目標を設定することとしました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	指摘事項 区分	指摘事項 番号	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
82	こども政策課	意見	75 202	【児童クラブ運営補助金】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の目的を踏まえ、最終的に目指すべきは放課後児童クラブに係る待機児童を解消することにあると考えられる。この点、市においても待機児童の解消を目指すべしという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。	R4	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果指標に加えることについて検討致します。	令和4年度	待機児童数について、現在は民設民営の児童クラブからの報告による把握に留まっていることから、潜在的な待機も含む数の把握も含めどのような形で成果指標として数値を算出するか検討します。	取組中
83	こども政策課	意見	83 203	【児童クラブ運営補助金】 ○起案書における補助金交付額の記載額の 令和2年度の補助金交付額は、運営費補助分が957,400,437円、コロナウイルス感染症対策分が228,569,548円である。 一方で、補助金額確定にあつての市の起案書においては、運営費補助分が957,463,931円、コロナウイルス感染症対策分が225,793,017円と記載されており、実際の補助金交付額と異なる数値で起案され、当該起案書が承認されていた。 最終的な補助金交付額について市内部で承認を得る際に、起案書は重要な役割を果たしたため、起案書における数値の記載誤りには注意されたい。	R4	要	起案作成時における交付額をはじめとする記載内容について、相手における複数回の確認および上司のチェックにより誤りが生じないよう確認を徹底致します。	令和4年度	担当による起案作成時における複数回の確認及び最終確認の上司による徹底した確認を行ってまいります。	整理済み
88	こども政策課	意見	81 213	【児童クラブ運営補助金】 ○支援員の長時間労働の態勢について 市は、タイムカード記載や児童の出席簿等の資料と照らし合わせて、報告された労働時間が事実であるかどうかを確認する必要がある。その上で、報告された労働時間が事実である場合には、支援員の長時間労働が常態化していることを踏まえ、児童支援の質が低下していないかどうかを確かめるとともに、労働基準法に違反していないかどうかを確認し、事業者に適切に指導する必要がある。	R4	要	当該児童クラブに対し支援員の長時間労働の状況確認を行い、労働関係法令の遵守及び改善を求めます。他の児童クラブに対しても労働関係法令遵守を呼びかけて参ります。	令和4年度	支援員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。	取組中
					R5	要	支援員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
90	こども政策課	81 214	意見	<p>【児童クラブ運営補助金】</p> <p>○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案 前記に記述のとおり、主に業績報告書の提出及び業績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のよりに区分されると考えられる。</p> <p>イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないこと ロ)質の高い深度ある検査が実施されていないこと ハ)担当課における人的リソースの不足 ニ)担当課における課題を解消するために、以下のよりに対応を行うことを検討されたい。</p> <p>ア)人的リソース不足の解消 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する ウ)懸念をもち、事実を追求する姿勢で検査を実施する エ)効果的かつ効率的な検査方法の確立</p>	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和4年度	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務の効率化に向けて、関係課と業務のデジタル化について調整を行っています。	取組中
91	こども政策課	83 216	意見	<p>【児童クラブ運営補助金】</p> <p>○1支援単位あたりの児童数 条例において、1支援単位の児童数は概ね40人以下とすることが規定されている。 この点、放課後児童健全育成事業実施要綱(厚生労働省)において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準が、おおむね40人以下とする児童の数に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該設備運営基準に適合しているものとみなしている場合について、本事業の対象とする」と規定されており、市においても当該経過措置を適用することで、40人を超える児童クラブに対しても補助金を交付している。</p> <p>上述の条例や事業実施要綱の趣旨を踏まえ、市は1支援単位あたりの児童数を40人以下とするより、事業者へ指導していることであった。市の現状の対応には問題ないが、条例の趣旨に基づき、事業者へ指導することを引き続き実施されたい。</p>	R4	要	各クラブ運営者に対し、1支援あたりの児童数が40人以下とするよう引続き指導を図って参ります。	令和4年度	1支援あたりの児童数が40人を超える事業者へ口頭による指導を行っておりますが、条例等の趣旨を十分認識させる観点から、事業者に対し通知を検討します。	取組中
					R5	要	補助金支出事務の自動化について、関係課と具体的な調整を進めてまいります。人的リソース不足については、人員増を要求します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R5	要	1支援あたりの児童数が40人以下とする条例等の趣旨に基づき、運営事業者に対して、児童募集にかかる留意点を示した通知を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
95	保健管理課	75 232	意見	<p>【子供の貧困緊急対策事業】</p> <p>○成果指標に改善の余地がある 「イ原重の肥り起し救」については、単純な支援教のみならず、支援を受けたことにより、児童の自立が促進されたといえることが必要であるから、支援児童やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とすべきである。</p> <p>「ウ 支援員研修継続」は単なる活動指標であり、成果指標としては妥当とはいえない。本事業は、支援員のスキル習得を目的とするものであるから、研修後、支援員に対し、研修内容の習得度を測るテスト等を実施し、テストの正答率等を成果指標とすることを検討すべきである。</p> <p>「オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続」は単なる活動指標であり、成果指標としては妥当とはいえない。これに加え、センター利用者の満足度を測るアンケートを実施し、センター利用者が満足した割合を成果指標とすべきである。</p> <p>「カ 居場所型学習支援事業に連携する生活保護世帯含む生活困難世帯に属する子どもの高等学校等進学率」については、事業の効果を直接測定するためには、「居場所型支援事業に</p>	R4	要	<p>○成果指標の改善について 「イ原重の肥り起し救」については、支援教のみならず、児童の自立が促進されたといえる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とするよう検討したいと考えます。</p> <p>「ウ 支援員研修継続」については、事例検討から様々な支援スキルを習得しており、正誤問題で成果指標とすることは難しいと考えます。</p> <p>「オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続」については、サポートセンターを利用する子どもの居場所からも満足度等のアンケートを実施するなどの成果指標を検討して参ります。</p> <p>「カ 居場所型学習支援事業に連携する生活保護世帯含む生活困難世帯に属する子どもの高等学校等進学率」については、ご意見のとおり成果指標としていきます。</p>	令和5年度	<p>実施日及び実施内容</p> <p>○成果指標の改善については、「ポジティブな変化」を数値化することは困難であり、今後支援教及び支援する居場所に対する貢献度は、68.6%の回復を得ました。今後、貢献度、満足度等を成果指標とします。</p> <p>オ 令和4年度、子ども支援団体等へのサポートセンターについては、支援する居場所に対して居場所支援の評価に關するアンケートを実施しました。支援する居場所に対する貢献度は、68.6%の回復を得ました。今後、貢献度、満足度等を成果指標とします。</p>	整理済み
96	財政課	63 85 236	意見	<p>【子供の貧困緊急対策事業】</p> <p>○一般管理費算定額について合理的な根拠がない 一般管理費の取扱いについては、担当課において定めている根拠規定は無いが、他府庁などが発行する資料を参考にしていることであり、本事業においては沖縄県総務部印政課が作成した委託業務事務処理マニュアルを参考として、一般管理費の算定を10%とされていた。 委託料の積算にあたっては、市の要求水準を市たすために必要な金額を計上すべきところ根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められるが、現状のように市における一般管理費の算定に参考にするという対応は、一般管理費の算定根拠として十分ではない。 そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール(積算根拠)を明確化されたい。</p>	R4	要	<p>客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(積算根拠)については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることは適否等も含め、他市の状況も踏まながら検討していきます。</p>	令和6年度	<p>他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい米熱水料や管理部門の人件費等にかかると、便重的に一定の額を乗じて算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えられております。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
103	子ども政策課	75 250	意見	【子どものみらい応援プロジェクト市内推進事業】 ○成果指標が設定されていない 現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効果的に実施するには、PDCAサイクルの運用が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。どのような成果指標の設定が適当なのか検討していきます。	令和4年度	こののみらい応援プロジェクト推進事業のなかで実施している「市内推進会議」及び「ネットワーク会議」の開催回数、参加人数等を、事業の効果を検証する指標の一つとして、事業展開を行うて参ります。	整理済み
105	子ども政策課	78 250	意見	【子どものみらい応援プロジェクト市内推進事業】 ○子どもの貧困問題を根本的に解消するための施策 家庭の貧困問題は簡単に解消困難な問題であるが、対処療法的な事業に留まらず、例えば、貧困の連鎖を断つために、貧困家庭の子どもに対する教育機会や就業機会を十分に提供することや、市民の所得を増加させるために産業を活性化させる事業など、問題の根本解決に繋がるような、より大きな視点での事業の実施も検討されたい。	R4	要	子どもに対する対処療法的な事業にとどまらず、子どもの貧困問題の根絶にある保護者の経済問題等の支援について、検討します。	令和4年度	子どもの貧困対策には、保護者の経済問題等を含み、様々な支援策が必要となることから、関係部署及び外部団体等との連絡協力体制の構築が重要であると考え、経済圏・観光部等の関係部署や、経済関係団体、保健医療関係団体等の外部団体及び子どももや保護者等への支援者等で構成される「こののみらい応援プロジェクト」ネットワーク会議を令和4年度より立ち上げました。	整理済み
113	なはまち振興課	75 272	意見	【国際通りランジットマイル助成金事業】 ○成果指標に改善の余地がある しめししながら、令和元年度包括外部監査報告書にも記載されているとおり、事業効果測定の際、単に「ランジットモール開催時の歩行者数」より測定するのではなく、「ランジットモールを開催しなかった場合に比べて開催した場合どれど歩行者が増えたのか」により効果を測定することが、より合理的であると考えられる。 この点、那覇市が毎年12月に実施している「那覇市通行量調査」結果資料において、平日と休日の通行量差数が記載されているため、この数値を利用して、「ランジットモールを開催した場合の歩行者増加数」も成果指標に加えることを検討されたい。	R4	要	中心商店街の集客を高めるという事業目的を踏まえる、マチグワー案件内所にてアンケート調査を行い、ランジットモールから中心商店街へ周辺しているかの確認を行います。	令和4年度	令和4年度より、マチグワー案件内所が実施している来街者アンケートに新たに「ランジットモール利用」に関する項目を追加し、中心商店街への周辺が確認できる仕組みを整えました。	整理済み
120	商工農水課	76 257	意見	【地域未来投資事業】 ○成果指標の実績値が適切に集計されていない 成果指標としては売上「増加額」を設定しているにもかかわらず、「売上金額」を実績値としてしまっており、実績値が正しく認識されていない。	R4	要	補助事業者へ確認し、実績値を正しく集計致します。	令和4年度	成果指標として売上の増加額を実績値としました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
121	商工農水課	76 287	意見	<p>【地域未来投資事業】</p> <p>○成果指標の実績値が適切に集計されていない、成果指標としてはシステム利用者の「増加数」を数値としているにもかかわらず、「システム利用者数」を実績値としており、実績値が正しく認識されていない。</p>	R4	要	補助事業者へ確認し、実績値を正しく集計致します。	令和4年度	成果指標としてシステム利用者数の増加数を実績値としました。	整理済み
122	商工農水課	76 288	意見	<p>【地域未来投資事業】</p> <p>○複数年に渡っての効果測定 このような戦略的な事業は、結果が出るまでに時間を要することが考えられ、収益化が実現できるのは開業から数年後になることも推測される。したがって、本事業の効果は単年度で判定するだけでなく、複数年に渡って判定するべきである。</p>	R4	要	効果判定のために実績値を複数年度測定することを検討致します。	令和4年度	—	取組中
127	財政課	63 83 292	意見	<p>【地域未来投資事業】</p> <p>○子会社への委託費の取り扱い 補助対象経費の根拠資料として、委託業務にかかる子会社からの納品書及び請求書を入力しているだけで、市は子会社への委託費の中に、子会社の利益相当分が含まれているかどうかを検証していない。 今後、補助事業及び委託事業において、子会社に対する委託費用が対象経費に含まれる場合に子会社の利益相当分を控除する取り扱いについて検討されたい。 なお、このような取り扱いは、本事業においてのみ検討するのではなく、全庁的に検討すべきであると考えられる。</p>	R4	要	<p>(財政課)</p> <p>客観的かつ合理的な精算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(精算枠組)については、多種多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作成することの適否等も含め、他市の状況も踏まえて検討していきます。</p>	令和6年度	補助事業及び委託事業において、子会社に対する委託費用が対象経費に含まれていないの検証する取扱いについて、今年度内に通知いたします。	整理済み
132	財政課	63 86 294	意見	<p>【地域未来投資事業】</p> <p>○委託費における一般管理費の算定方法 一般管理費算定上の係数として、本事業では10%を採用しているが、算定項目に定める上限の値を採用した理由について相対的に質問したところ、明確な理由はないとのことであった。 明確な理由も無く係数の上限を採用することは、適切な予算精算がなされていないとはいえない。 したがって、市は委託費の一般管理費算定における係数を採用する際に、委託事業者の実態を踏まえた合理的な係数を採用されたい。</p>	R4	要	客観的かつ合理的な精算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(精算枠組)については、多種多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作成することの適否等も含め、他市の状況も踏まえて検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等に算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っていることから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
133	財政課	64 85 295	意見	<p>【地域未来投資事業】</p> <p>○委託費のうち、再委託費の定義が不明確 本委託事業において、研修実施業務が外注さ れているが、当該外注費用は再委託費には含め ず事業費としたままで一般管理費を算定して いる。</p> <p>この点、担当課に質問したところ、研修実施業務 の外注取引が再委託費に該当しない理由につ いては、明確な回答が得られず、また、そもそ も再委託費について明確に定義付けされていな かった。</p> <p>委託業務における再委託費の定義が曖昧のまま では、一般管理費算定上問題であるので、再委 託費の範囲を明確に定義付けされたい。</p> <p>また、一般管理費の算定ルールを含む委託費 に関する事務処理は、明確化された上で、前課 又は全庁的に統一されるべきである。したがっ て、前課毎又は全庁で統一された委託業務に係 る事務処理マニュアルを作成することを検討され たい。</p>	R4	要	<p>(財政課)</p> <p>客観的かつ合理的な種別を可能とする新たな一般 管理費の算定ルール(種別算定)については、多種 多様な業務委託があることから、統一した算定ルー ルを作成ことの適否等も含め、他市の状況も踏まな がら検討していきます。</p>	令和6年度	<p>他の中核市に照会したところ、委託料中一般管 理費について統一した算定ルールを設けている市 はほとんどありませんでした。</p> <p>一般管理費は、委託業務を実施するために必要 な経費であるものの、当該委託業務区分として経費 の算定が難しい米熱水料や管理部門の人件費等 にかかる経費について、便宜的に一定の率を乗じ て算定した額を計上するものです。市は多種多様 な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一 律ではないことから、全庁的に統一した基準を作 成することは困難だと考えております。</p>	整理済み
134	商工農水課	88 301	意見	<p>【企業立地促進奨励助成事業】</p> <p>○助成金支給判断における視点 申請企業が市で実施する事業が成功し、なる べく長期事業が継続されることを望ましいた め、交付要件を満たしているのどかが確認する事 にとまらず、市で予定している事業に関する事 業計画の合理性についても確認することを検討 されたい。</p>	R4	要	<p>本事業の性質上、立地企業による事業の継続可能 性が問題となるものではありませんが、市内に立地 後半年以上経過し、かつ市民を半年以上雇用し続 けることを助成の要件としているため、事業の継続可 能性としての観点から、立地企業の事業の合理性は 確認されるものと考えておりますが、より明確に合理 性を確認するため、申請時に計画を求める等につい て検討致します。</p>	令和4年度	<p>令和4年度の募集より、提出書類として任意様式の 事業計画書を求めることとしました。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
135	商工農水課	75 304	意見	【おはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○成果指標における成果指標は事業目的に即ちおらず、設定根拠も曖昧であるため、事業の効果、すなわち事業目的の達成状況を適切に測定できる指標とは言い難い。また、本事業における成果指標を設定するにあたって事業に関連する計画等(事業計画及び基本指針)で掲げる数値目標との関連性は考慮されていない。事業目的に即した成果指標の設定ならびに事業を策定されたらいい。	R4	要	令和5年度成果指標等設定時に、事業目的の達成状況を適切に測定できる指標、事業に関連する計画等(事業計画及び基本指針)で掲げる数値目標との関連性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討致します。	令和5年度	令和5年度の成果指標の設定の際に、事業に関連する計画等で掲げる数値目標との関連性の考慮も踏まえ、下記の通り、事業目的に即した成果指標の設定を行いました。 ・創業者数 7人以上 ・利用者のうち就職した人数の割合5%以上	整理済み
136	商工農水課	76 306	意見	【おはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○成果指標と紐づいた効果検証について 令和2年度に実施された本事業の効果について、いわゆる一括交付金事業として「沖縄県奨励特別推進交付金事業(市町村分)検証シート」において検証している。 令和2年度はコロナ禍であったことから成果指標の達成は二の次で、予定していた活動をいかに行き届けるのに注力している様子が伺えることから、適切に効果を検証できる状況に至っていない。ゆえ年度以降は、事業目的に即した成果指標の設定と併せて、その成果指標と紐づけた達成状況、課題及び改善策を検証されたらいい。	R4	要	令和5年度成果指標等設定時に、事業目的の達成状況を適切に測定できる指標、事業に関連する計画等(事業計画及び基本指針)で掲げる数値目標との関連性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討致します。そして、その成果指標と紐づけた達成状況、課題及び改善策の実施致します。	令和5年度	令和5年度の成果指標の設定の際に、事業に関連する計画等で掲げる数値目標との関連性の考慮も踏まえ、下記の通り、事業目的に即した成果指標の設定を行いました。 今後、その成果指標と紐づけた達成状況、課題及び改善策の検証を実施して参ります。 ・創業者数 7人以上 ・利用者のうち就職した人数の割合5%以上	整理済み
138	財政課	63 85 306	意見	【おはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○委託書における一般管理費の算定方法 本事業の委託料に係る積算・見積資料を参照したところ、一般管理費について「総事業費の10%相当」として計上されていた。担当者に質問したところ、「総事業費の10%相当」は従前の運用によるものであり、根拠等はないとのことである。 委託料の積算にあたっては、市の要求水準を亦たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められる。 そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール(積算根拠)を明確化されたらいい。	R4	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール(積算根拠)については、多種多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることの適否等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該業務区分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等の算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全市的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
144	商工農水課	75 312	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 現状、展が会に参加した年度の成果のみが成果指標の集積値として集計されているが、集合によっては、展が会参加の翌年度以降に列果(すなわち売上増加)が実現することも考えられる。したがって、本事業の成果を判定するにあたっては、複数年度に渡る売上増加額に基づき判定することを検討されたい。	R4	要	翌年度以降の効果測定に関しては、現在も事業実施翌年度に後追い調査を実施し、実績報告後約1年間の成約件数及び売上額を確認しております。成果指標に翌年度成果を含めることは今後の検討材料といたします。複数年度の売上増加額を指標にすることは前項目同様理由で困難と考えております。	令和5年度	—	取組中
146	商工農水課	79 313	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○予算積算の根拠が適切でない 予算積算資料と活動指標の助成目標件数がこの点、過去の実績を踏まえると実際の助成金は助成上限額までではないため、助成金総額が2,000千円であっても「県外5社、海外2社」という助成件数の達成は可能である。そうであるならば、予算積算時に助成金上限に基づき積算するのではなく、過去の実際の助成額に基づき積算することを検討されたい。	R4	要	令和5年度の予算を積算する際、過去の助成平均額に基づいた積算とすることを検討します。	令和6年度	令和5年度予算要求時より予算積算資料と活動指標の助成目標件数を含ませました。	整理済み
148	商工農水課	75 317	意見	【那覇市農業次世代人材投資事業】 ○成果指標に改善の余地がある 成果指標は「給付対象者13名、給付額17,250千円」であり、いずれも設置の安定性を示すものではなく活動指標に過ぎない。そのため、事業の効果も、すなわち事業目的の達成状況を適切に判定できる指標とは言い難い。 また、事業計画については、農地のある市町村及び農業委員会が主催しており、那覇市も年2回現地調査を実施しているものの、事業計画と実績の乖離が大きいケースがほとんどである。このような現場レベルでの目標と実績が乖離した状況を踏まえた上で、事業目的に即した成果指標の設定ならびに事業手法を策定されたい。	R4	要	事業目的が就農後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成果指標の設定を今後検討して参ります。また、実績との乖離が大きくならないよう事業手法を検討して参ります。	令和4年度 令和5年度	平成29年度以降交付開始者及び交付終了者の就農状況について状況確認を行いました。また、今後も継続して確認を行ってまいります。	取組中
					R5	要	事業目的が就農後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成果指標の設定を今後検討して参ります。また、実績との乖離が大きくならないよう事業手法を検討して参ります。	令和6年度	平成30年度以降交付開始者及び交付終了者の就農状況について状況確認を行いました。また、今後も継続して確認を行ってまいります。	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
157	こども政策課	75 333	意見	【児童クラブ賃借料補助金】 ○成果目標の数値に合理的な根拠が無い ○成果目標が合理的に算定されなければ、成果目標の達成度による事業の成果を測定することができなくなるため、成果目標値は合理的な根拠を保持した数値を設定する必要がある。 令和元年度においては目標値よりも大きく上回ったことを踏まえ、今後は80%を超える数値を成果目標として設定することを検討すべきである。	R4	要	成果目標及び目標値の設定について検討します。	令和4年度	成果目標及び目標値の設定について検討します。	取組中
158	こども政策課	75 333	意見	【児童クラブ賃借料補助金】 ○成果目標に改善の余地がある 市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果目標に待機児童数を加減することを検討されたい。	R4	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果目標に追加することを検討します。	令和4年度	待機児童数について、どのような形で成果目標として設定するのか検討します。	取組中
164	こども政策課	75 344	意見	【宇菜原小区児童クラブ活動拠点整備事業】 ○成果目標が設定されていない 現時点において、詳細な成果目標は設定されていない。成果目標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。 したがって、適切な成果目標を設定する必要がある。	R5	要	待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
174	こども政策課	76 361	意見	【神原小区児童クラブ活動拠点整備事業】 ○成果目標が設定されていない 本事業の実施が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に資することを踏まえ、児童クラブの待機児童数を「放課後児童クラブ定員の増加数」等を実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果目標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかける効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討します。	取組中
					R5	要	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかける効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票 (令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
176	こども政策課	76 367	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○詳細な成果指標が設定されていない 本事業の目的は生活困窮世帯の経済的負担軽減であることから、該当世帯の多から補助金を申請・受給することを成果指標と結びつける必要がある。短期的な成果指標の設定に関しては、補助金を支給すべき児童者総数を把握し、総数に対する実態申請者数の比率を成果目標として設定することが考えられる。 一方、中長期的には、逆に貧困家庭を減らし補助金利用人数を減らすことを目指すべきである。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	取組中
177	こども政策課	79 367	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○予算積算の根拠について 現状の予算積算方法には、以下の通り実態と乖離しているという問題点があるため、適切に算定されない。 ・月額保育料10,000円は、保育料の最高額であり、保育料の平均額6,400円と乖離している。 ・対象者数434名は、令和元年6月時点の補助金申請者数であるが、令和2年度の利用人数594名と乖離している。	R4	要	予算要求時において、利用見込数をより正確に求め積算していきます。	令和4年度	利用見込数をより正確に求める積算方法を検討します。	取組中
179	こども政策課	76 375	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○成果指標に改善の余地がある 「放課後児童支援員等の賃金上昇」の実績値を集計するにあたって、県の調査結果を利用しているが、県の調査対象には本事業による補助を受けていない者も含まれる。従って、補助金支出先児童クラブの処遇改善率又は処遇改善額を成果指標とすべきである。 また、具体的な数値による成果目標を設定すべきである。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	取組中
180	こども政策課	58 81 377	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の入手漏れがある 市は、各児童クラブが実施要綱に定める条件に則した審査をしているかどうかについて、実施要件を満たしているかどうかの自己チェックリストを提出してもらったとしても、実施要件を満たすために児童クラブ側が作成しなければいけない資料のコピーを提出してもらったことで、実施要件の充足状況を把握している。 しかしながら、一部資料について児童クラブから資料を提出されないまま、審査を終えている。資料は漏れなく入手されたい。	R4	要	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	令和4年度	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	取組中
					R5	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R5	要	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
182	こども政策課	58 82 378	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資金改善額の算定の根拠が不明確 平成25年度当時存在していたなかった支援員に係るBの数値の根拠については、平成25年度の給与台帳を見ても不明確であった。 市は、Bの数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導し、必要に応じて検査時に数値の根拠を確認すべきである。	R4	要	資金改善額の算定根拠となる数値の根拠の明確にするよう児童クラブに指導いたします。	令和4年度	資金改善額の算定根拠となる数値の根拠のを明確にするよう児童クラブに指導いたします。	取組中
185	こども政策課	82 381	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案前記に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のよびに区分されると考えられる。 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題 ロ)質の高い検査を実施されていないことにより生じる問題 ハ)担当課における人的リソースの不足 これらの問題点を解消するためには、担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する必要があり、ともに、担当課がより質の高い検査を実施する必要がある。	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に当てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
192	観光課	80 394	意見	【観光協会運営補助金】 ○公益事業の定義が不明確 観光協会運営補助金交付要領第3条において、補助対象となる活動については、「観光協会の公益事業の運営に係る経費」と規定されている。公益事業の定義は画一的に決められているものではなく、その判断に主観が入る余地がある。 本事業における「公益事業」の定義について、補助金交付要領又は別の内部文書において、具体的に明記することを検討されたい。	R4	要	ここでも「公益事業」は、「公益的」とし、例示的整理が必要との認識です。時代の変化にも対応できるように事業性質をもって定義できるよう取り組みます。	令和4年度	観光協会実施事業について、どの事業が公益的業務に該当するかの整理を行いました。	取組中
196	観光課	76 399	意見	【那覇大綱挽保存会補助金】 ○那覇大綱挽の経済効果試算について 事業の効果検証にあたっては、「那覇大綱挽」平塚孝敏に基づいて検証するに留まらず「那覇大綱挽」まつりの経済効果を測定し事業の効果測定に利用すると、補助金1円当たりの経済効果金額により事業の効果が測定できるように	R4	要	那覇大綱挽まつりだけではなく、那覇三大まつりや他市内イベント等それぞれの経済効果を調査・試算について検討を進めます。	令和6年度	経済効果の測定方法や事業者選定について検討しました。次年度以降、予算確保して調査・試算を実施してまいります。	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
211	商工農水課	78 421	意見	【小口資金融資事業】 ○低減する融資実績への対応策について 市は本事業の融資利用件数を増加させる施策を検討しているが、仮に県の制度融資により市内事業者のセーフティネット融資による借入需要が増大されるのであれば、あえて市の制度融資の件数を拡充する必要は無いとも言えるため、市の経済状況を鑑み、商工会議所からの関係情報等を勘案し、市内におけるセーフティネット融資による借入需要量を見極めた上で、必要と判断した場合作るべきである。	R4	要	令和3年度に融資上限額の変更や窓口拡大等の内容の一部変更を盛り込んだ要綱改正を行い、借入需要量の状況を注視しているところである。それを踏まえた上で、県など他の制度等の状況や景気・経済状況を考慮しながら当該制度についてどの様な施策を講じるのが適切なものか検討して参ります。	令和4年度	令和4年4月1日付の規則を廃し、新たに要綱を制定しました。主な改正点として、融資上限額や窓口拡大等の内容を盛り込み、利便性の向上を図りました。その結果、9年度と比較し、申込件数6件増(5件→11件)、融資実行件数7件増(2件→9件)、融資実行額24,860千円増(6,500千円→31,060千円)と利用実績の増につながりました。	整理済み
212	商工農水課	88 422	意見	【小口資金融資事業】 ○誤解を与えるかわねない契約書上の文言について 市と金融機関との間で締結される「那覇市小口資金融資の予約に関する契約書」において、融資目録額が記載されており、目録額は市からの預託金の10倍の金額に設定されており、前述した本事業の性質と整合しない契約内容となっている。誤解を避けるために、契約書の文言について、「融資目録額」とするのではなく、「融資上限額」に改めるべきである。	R4	要	契約書の文言について、事業の性質に整合し、また誤解を避けるために適切な表現に改めることを検討します。	令和5年度	令和5年度の契約内容において、「融資目録額」という文言から、「融資上限額」という文言に修正し、契約の締結を行いました。	整理済み
213	商工農水課	88 423	意見	【小口資金融資事業】 ○貸倒損失の継続的な把握 一定水準以上の貸倒損失や貸倒損失額が生じた場合には、その要因を分析し、融資した銀行と情報共有の上で、次回以降の融資判断に役立てる、という業務フローの導入を検討された。	R4	要	貸倒要因の分析を行い今後の融資判断に役立てることができるよう金融機関と調整し導入の可能性を検討して参ります。	令和5年度	業務フローの導入を検討した結果、効果が見込めないものだと認識しています。 理由として、当該事業の貸倒件数はここ数年1〜2件で推移しており、金融機関が有する膨大な貸倒件数と比較すると、融資判断の材料になる程のものではなく、仮に要因分析ができたとしても、数ある材料の一つに過ぎないことが挙げられます。 ※令和4年度保証付融資貸付件数264件(令和4年度沖縄県信用保証協会 事業報告書より) また、要因分析含む融資判断については各金融機関(保証の可否は沖縄県信用保証協会)で行われており、融資判断の要件は、小口のみならず他の融資事故の要因分析も踏まえて作られているため、業務フローの導入は効果が期待できないものだと認識しています。	整理済み